

表3 山城国の古代地名

番号	地名	読み	単位	出典
1	餘戸	あまるべ	郷	『和名抄』山城国愛宕郡条
2	餘戸	あまるべ	郷	『和名抄』山城国宇治郡条
3	餘戸	あまるべ	郷	『和名抄』山城国綾喜郡条
4	有市	ありち	郷	『和名抄』山城国相楽郡条
5	石川	いしかわ	郷	『和名抄』山城国乙訓郡条
6	石田	いしだ	郷	『和名抄』山城国宇治郡条
7	石作	いしづくり	郷	『和名抄』山城国乙訓郡条
8	石原	いしはら	郷	『和名抄』山城国綾喜郡条
9	石原	いしはら	里	平城宮7-11299(木研24-161頁-(37)-城10-7下(41))
10	臭	いづみ	郷	『和名抄』山城国相楽郡条
11	出雲	いすも	郷	『和名抄』山城国愛宕郡条
12	櫻原	いちはら	郷	『和名抄』山城国葛野郡条
13	石井	いわい	郷	『和名抄』山城国綾喜郡条
14	宇治	うじ	郡	『和名抄』山城国宇治郡条
15	宇治	うじ	郷	『和名抄』山城国宇治郡条
16	宇治	うじ	郷	『和名抄』山城国久世郡条
17	有智	うち	郷	『和名抄』山城国綾喜郡条
18	榎本	えのもと	郷	『和名抄』山城国乙訓郡条
19	大江	おおえ	郷	『和名抄』山城国乙訓郡条
20	大岡	おおおか	郷	『和名抄』山城国葛野郡条
21	大川原	おおかわら	郷	『和名抄』山城国相楽郡条
22	大国	おおくに	郷	『和名抄』山城国宇治郡条
23	大泊	おおこま	郷	『和名抄』山城国相楽郡条
24	大里	おおさと	郷	『和名抄』山城国綾喜郡条
25	大住	おすみ	郷	『和名抄』山城国綾喜郡条
26	大野	おおの	郷	『和名抄』山城国愛宕郡条
27	岡田	おかだ	郷	『和名抄』山城国綾喜郡条
28	岡田	おかだ	郷	『和名抄』山城国相楽郡条
29	岡屋	おかのや	郷	『和名抄』山城国宇治郡条
30	小栗	おぐるす	郷	『和名抄』山城国宇治郡条
31	喜安	おたぎ	郡	『和名抄』山城国愛宕郡条
32	乙訓	おとくに	郡	『和名抄』山城国乙訓郡条
33	小野	おの	郷	『和名抄』山城国乙訓郡条
34	小野	おの	郷	『和名抄』山城国宇治郡条
35	小野	おの	郷	『和名抄』山城国愛宕郡条
36	鹿鷺	かさぎ	郷	『和名抄』山城国相楽郡条
37	葛野	かどの	郡	『和名抄』山城国葛野郡条
38	賀美	かみ	郷	『和名抄』山城国宇治郡条
39	上栗田	かみあわた	郷	『和名抄』山城国愛宕郡条
40	上林	かむつはや	郷	『和名抄』山城国葛野郡条
41	蟹幡	かむはた	郷	『和名抄』山城国相楽郡条
42	賀茂	かも	郷	『和名抄』山城国相楽郡条
43	賀茂	かも	郷	『和名抄』山城国愛宕郡条
44	川嶋	かわしま	郷	『和名抄』山城国葛野郡条
45	川辺	かわのべ	郷	『和名抄』山城国葛野郡条
46	甲作	かわら	郷	『和名抄』山城国綾喜郡条
47	紀伊	さい	郡	『和名抄』山城国綾喜郡条
48	紀伊	さい	郷	『和名抄』山城国紀伊郡条
49	久江	くえ	里	『山城國風土記』逸文
50	久世	くせ	郷	『和名抄』山城国久世郡条
51	訓世	くせ	郷	『和名抄』山城国乙訓郡条
52	久世	くせ	郡	『和名抄』山城国久世郡条
53	森仁	くに	郷	『和名抄』山城国相楽郡条
54	栗隈	くりくま	郷	『和名抄』山城国久世郡条
55	栗野	くるすの	郷	『和名抄』山城国愛宕郡条
56	相楽	さがらか	郷	『和名抄』山城国相楽郡条
57	相美	さがらか	郷	『和名抄』山城国相楽郡条
58	志磨	しま	郷	『和名抄』山城国葛野郡条
59	下泊	しもつこま	郷	『和名抄』山城国相楽郡条
60	下粟田	しもあわた	郷	『和名抄』山城国愛宕郡条
61	下林	しもつはや	郷	『和名抄』山城国葛野郡条
62	多可	たか	郷	『和名抄』山城国綾喜郡条
63	高田	たかた	郷	『和名抄』山城国葛野郡条
64	竹淵	たかふち	郷	『和名抄』山城国久世郡条
65	蓼倉	たでぐら	郷	『和名抄』山城国愛宕郡条
66	立屋	たてや	里	『延喜式』諸陵式
67	(田辺)	たなべ	郷	木研12-42頁-(5)
68	田原	たはら	郷	『和名抄』山城国綾喜郡条
69	田邑	たむら	郷	『和名抄』山城国葛野郡条
70	綾喜	つづき	郡	『和名抄』山城国綾喜郡条
71	綾喜	つづき	郷	『和名抄』山城国綾喜郡条
72	鳥羽	とば	郷	『和名抄』山城国紀伊郡条
73	富野	とむの	郷	『和名抄』山城国久世郡条
74	鈴岡	ともおか	郷	『和名抄』山城国乙訓郡条
75	鳥戸	とりべ	郷	『和名抄』山城国愛宕郡条
76	長井	ながい	郷	『和名抄』山城国乙訓郡条
77	長岡	ながおか	郷	『和名抄』山城国乙訓郡条
78	中村	なかむら	郷	『和名抄』山城国綾喜郡条
79	那紀	なき	郷	『和名抄』山城国久世郡条
80	施栗	なぐり	郷	『和名抄』山城国久世郡条
81	奈美	なみ	郷	『和名抄』山城国久世郡条
82	那羅	なら	郷	『和名抄』山城国久世郡条
83	錦部	にしごり	郷	『和名抄』山城国愛宕郡条
84	押志	はいし	郷	『和名抄』山城国紀伊郡条
85	羽栗	はくり	郷	『和名抄』山城国久世郡条
86	櫛頭	はしもと	郷	『和名抄』山城国葛野郡条
87	羽束	はつかし	郷	『和名抄』山城国乙訓郡条
88	押志	はやし	郷	『和名抄』山城国久世郡条
89	深草	ふかくさ	郷	『和名抄』山城国紀伊郡条
90	祇園	ほうその	郷	『和名抄』山城国相楽郡条
91	松井	まつい	村	『続日本紀』天平神護元年8月庚申条
92	水主	みぬし	郷	『和名抄』山城国久世郡条
93	鶴代	めて	郷	『和名抄』山城国葛野郡条
94	物集	もすめ	郷	『和名抄』山城国乙訓郡条
95	八坂	やさか	郷	『和名抄』山城国愛宕郡条
96	山崎	やまさき	郷	『和名抄』山城国乙訓郡条
97	山科	やましな	郷	『和名抄』山城国宇治郡条
98	山城	やましろ	国	『和名抄』山城国乙訓郡条
99	山田	やまだ	郷	『和名抄』山城国葛野郡条
100	山本	やまもと	郷	『和名抄』山城国綾喜郡条

【表出典】

表1

下記のサイト・文献等を中心に作表。なお、木簡の出典方法について「木簡データベース」、墨書き土器類の出典方法については「全国墨書き・墨書き・刻書土器データベース (2010)」のそれに準じた部分がある。

奈良文化財研究所「木簡データベース」

<https://www.nabunken.go.jp/Open/mokkan/mokkan.html>

奈良文化財研究所「古代地名検索システム」

<http://chimei.nabunken.go.jp/>

東大史料編纂所データベース

<http://wwwap.hi.u-tokyo.ac.jp/ships/>

明治大学古代学研究所 墨書き・刻書土器データベース所収の「全国墨書き・刻書土器データベース (2010)」

http://www.kisc.meiji.ac.jp/~meikodai/obj_bokusho.html

太田亮『姓氏家系大辞典』(国民社、1944年)

岸俊男「光明立後の史的意義」『日本古代政治史研究』(塙書房、1966年、初出1957年)

土田可奈「私部の設置と意義 一越前国加賀郡の事例を通して一」(『新潟史学』50、2003年)

土田可奈「私部の伝領と皇后一安房・若狭・隱岐・淡路の事例を中心にして」(『佐渡・越後文化交流史研究』4、2004年)

『日本古代人名辞典』(吉川弘文館、1958~1977年)

日本古典文学大系2『風土記』(岩波書店、1958年)

日本古典文学大系70『日本靈異記』(岩波書店、1967年)

角川日本地名大辞典7『福島県』(角川書店、1981年)

日本歴史地名大系7『福島県の地名』(平凡社、1993年)

『いわき市史』(いわき市、1986年)など。

表2

前掲表1に加え、下記のサイト・文献等を中心に作表。なお、地名の読み方については、表1の「古代地名検索システム」に準じた部分がある。

青森県史編さん古代史部会編『青森県史 資料編 古代2 出土文字資料』(青森県、2008年)

館野和巳「奈良時代郡郷里名一覧」『日本古代村落・都市空間の形成と変遷の復元』2004年

<http://nwudir.lib.nara-wu.ac.jp/dspace/>

bitstream/10935/365/1/17_05_02.pdf

表3

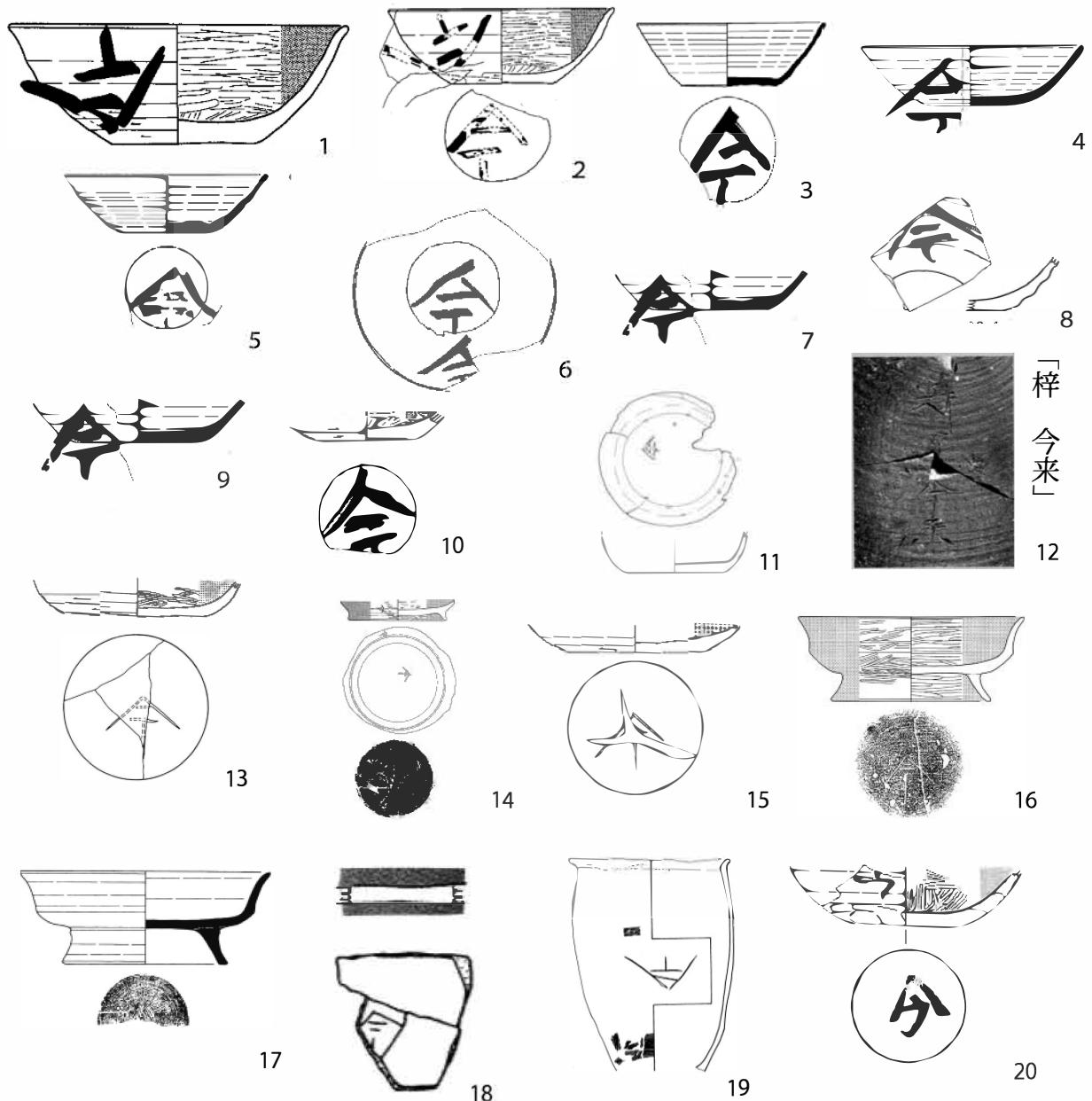
前掲表2の館野2004などを中心に作表。なお、地名の読み方については、前掲表1の「古代地名検索システム」に準じた部分がある。

表2 陸奥国の古代地名

番号	地名	読み	単位	出典	番号	地名	読み	単位	出典	番号	地名	読み	単位	出典
1	会津	あいづ	郡	『和名抄』陸奥国会津郡条	62	駅家	うまや	郷	『和名抄』陸奥国黒川郡条	123	佐戸	さと	郷	『和名抄』陸奥国安積郡条
2	会津	あいづ	郷	『和名抄』陸奥国宇原郡条	63	駅家	うまや	郷	『和名抄』陸奥国磐井郡条	124	山治(山沼)	さぬま	郷	『和名抄』陸奥国新田郡条
3	碧河	あおかわ	郷	『和名抄』陸奥国牡鹿郡条	64	駅家	うまや	郷	『和名抄』陸奥国胆沢郡条	125	白方	しらかた	郷	『和名抄』陸奥国登米郡条
4	赤瀬	あかせ	郷	『和名抄』陸奥国宮城郡条	65	宇良	うら	郷	『和名抄』陸奥国檜葉郡条	126	椎倉	しいくら	郷	『和名抄』陸奥国磐瀬郡条
5	安岐	あき	郷	『和名抄』陸奥国信夫郡条	66	江刺	えさし	郷	『和名抄』陸奥国江刺郡条	127	指賀	しが	郷	『和名抄』陸奥国名取郡条
6	安岐	あき	里	熊の作遺跡出土木簡	67	麻続	おうみ	郷	『和名抄』陸奥国伊具郡条	128	色麻	しかま	郷	『和名抄』陸奥国色麻郡条
7	安積	あさか	郡	『和名抄』陸奥国安積郡条	68	大井	おおい	郷	『和名抄』陸奥国江刺郡条	129	色麻	しかま	郷	『和名抄』陸奥国黒川郡条
8	安積	あさか	郷	『和名抄』陸奥国安積郡条	69	大江	おおえ	郷	『和名抄』陸奥国会津郡条	130	静戸	しづべ	郷	『和名抄』陸奥国伊具郡条
9	餘屋	あしや	郷	『和名抄』陸奥国安積郡条	70	大江	おおえ	郷	『和名抄』陸奥国行方郡条	131	静戸	しづりへ	郷	『和名抄』陸奥国信夫郡条
10	安蘇	あそ	郷	『和名抄』陸奥国色麻郡条	71	大島	おおしま	郷	『和名抄』陸奥国会津郡条	132	志太	しだ	郷	『和名抄』陸奥国江刺郡条
11	安達	あだら	郷	『和名抄』陸奥国安達郡条	72	大嶋	おおしま	郷	『和名抄』陸奥国氣仙郡条	133	志太	しだ	郷	『和名抄』陸奥国信夫郡条
12	萬倍	あつか	郷	『和名抄』陸奥国刈田郡条	73	大野	おおの	郷	『和名抄』陸奥国奥多摩郡条	134	志太	しだ	郷	『和名抄』陸奥国氣仙郡条
13	餘戸	あまるべ	郷	『和名抄』陸奥国會瀬郡条	74	大村	おおむら	郷	『和名抄』陸奥国白河郡条	135	柴田	しばた	郷	『和名抄』陸奥国白河郡条
14	餘戸	あまるべ	郷	『和名抄』陸奥国會瀬郡条	75	大村	おおむら	郷	『和名抄』陸奥国宮城郡条	136	柴田	しばた	郷	『和名抄』陸奥国磐瀬郡条
15	餘戸(餘戸)	あまるべ	郷	『和名抄』陸奥国磐瀬郡条	76	小川	おがわ	郷	『和名抄』陸奥国安積郡条	137	信濃	しなの	郷	『和名抄』陸奥国江刺郡条
16	餘戸	あまるべ	郷	『和名抄』陸奥国名取郡条	77	(小川)	おがわ	里	市川橋遺跡出土木簡	138	科上	しなのえ	郷	『和名抄』陸奥国信濃郡条
17	餘戸	あまるべ	郷	『和名抄』陸奥国菊第郡条	78	小倉	おぐら	郷	『和名抄』陸奥国信夫郡条	139	標葉	しじねは	郷	『和名抄』陸奥国磐瀬郡条
18	餘戸	あまるべ	郷	『和名抄』陸奥国標葉郡条	79	牛鹿	おしか	郷	『和名抄』陸奥国社鹿郡条	140	標葉	しじねは	郷	『和名抄』陸奥国標葉郡条
19	餘戸	あまるべ	郷	『和名抄』陸奥国伊具郡条	80	小田	おだ	郷	『和名抄』陸奥国白河郡条	141	信夫	しのぶ	郷	『和名抄』陸奥国信夫郡条
20	餘戸	あまるべ	郷	『和名抄』陸奥国宮城郡条	81	小田	おだ	郷	『和名抄』陸奥国小田郡条	142	清水	しみず	郷	『和名抄』陸奥国要原郡条
21	餘戸	あまるべ	郷	『和名抄』陸奥国賀美郡条	82	小田	おだ	郷	『和名抄』陸奥国遠田郡条	143	清水	しみず	郷	『和名抄』陸奥国遠田郡条
22	餘戸	あまるべ	郷	『和名抄』陸奥国色麻郡条	83	小高	おだか	郷	『和名抄』陸奥国磐城郡条	144	下野	しもつけ	郷	『和名抄』陸奥国胆沢郡条
23	餘戸	あまるべ	郷	『和名抄』陸奥国玉造郡条	84	小野	おの	郷	『和名抄』陸奥国白河郡条	145	白河	しらかわ	郷	『和名抄』陸奥国宮城郡条
24	餘戸	あまるべ	郷	『和名抄』陸奥国志太郡条	85	小野	おの	郷	『和名抄』陸奥国安積郡条	146	白川	しらかわ	郷	『和名抄』陸奥国胆沢郡条
25	餘戸(餘戸)	あまるべ	郷	『和名抄』陸奥国胆沢郡条	86	小野	おの	郷	『和名抄』陸奥国志田郡条	147	白川	しらかわ	郷	『和名抄』陸奥国白河郡条
26	餘戸	あまるべ	郷	『和名抄』陸奥国新田郡条	87	甲斐	かい	郷	『和名抄』陸奥国江刺郡条	148	白河	しらかわ	郷	『和名抄』陸奥国白河郡条
27	餘戸	あまるべ	郷	『和名抄』陸奥国小田郡条	88	具治(具沼)	かいぬま	郷	『和名抄』陸奥国新田郡条	149	白川	しらかわ	郷	『和名抄』陸奥国信夫郡条
28	餘戸	あまるべ	郷	『和名抄』陸奥国遠田郡条	89	香河	かがわ	村	『日本紀』宣武元年十月丁丑条	150	新羅	しらぎ	郷	『和名抄』陸奥国宮城郡条
29	餘戸	あまるべ	郷	『和名抄』陸奥国桃生郡条	90	上総	かすさ	郷	『和名抄』陸奥国胆沢郡条	151	白田	しろた	郷	『和名抄』陸奥国磐城郡条
30	餘戸	あまるべ	郷	『和名抄』陸奥国志賀郡条	91	神城	しんじょう	郷	『和名抄』陸奥國磐城郡条	152	白馬(白鳥)	しろとり	郷	『和名抄』陸奥国白河郡条
31	荒川	あらかわ	郷	『和名抄』陸奥国磐城郡条	92	鹿田	かた	郷	『和名抄』陸奥国白河郡条	153	柄屋(宿屋)	すねや	郷	『和名抄』陸奥国宮城郡条
32	伊具	いぐ	郷	『和名抄』陸奥国伊具郡条	93	片依	かたより	郷	『和名抄』陸奥国磐城郡条	154	多珂	たか	郷	『和名抄』陸奥国行方郡条
33	販飯	いいとよ	郷	『和名抄』陸奥国宇多郡条	94	印田	かつかつ	郷	『和名抄』陸奥国刈田郡条	155	多賀	たが	郷	『和名抄』陸奥国宮城郡条
34	飯野	いいの	郷	『和名抄』陸奥国磐城郡条	95	印田	かつかつ	郷	『和名抄』陸奥国刈田郡条	156	高階	たかしな	郷	『和名抄』陸奥国宇多郡条
35	胆沢	いさわ	郷	『和名抄』陸奥国胆沢郡条	96	蓮達	かまつ	郷	『和名抄』陸奥国磐城郡条	157	高野	たかの	郷	『和名抄』陸奥国白河郡条
36	石川	いしかわ	郷	『和名抄』陸奥国白河郡条	97	質美	かみ	郷	『和名抄』陸奥国質美郡条	158	高橋	たかはし	郷	『和名抄』陸奥国柴田郡条
37	石毛	いしげ	郷	『和名抄』陸奥国小田郡条	98	茂賀(質美)	かみ	郷	『和名抄』陸奥国小田郡条	159	多具	たぐ	郷	『和名抄』陸奥国宇多郡条
38	伊達	いたで	郷	『和名抄』陸奥国信夫郡条	99	質美	かみ	郷	『和名抄』陸奥国社鹿郡条	160	(田仲)	(たなか?)	村	『和名抄』陸奥国宮城郡条
39	入野	いの	郷	『和名抄』陸奥国白河郡条	100	(川合)(里)	(かわい)	多賀城44次木簡	161	丹波	たには	郷	『和名抄』陸奥国白河郡条	
40	入野	いの	郷	『和名抄』陸奥安積郡条	101	川島	かわしま	郷	『和名抄』陸奥国質美郡条	162	玉前	たまさき	郷	『和名抄』陸奥国名取郡条
41	井上	いのう	郷	『和名抄』陸奥国名取郡条	102	河辺	かわべ	郷	『和名抄』陸奥国菊第郡条	163	玉造	たまつくり	郷	『和名抄』陸奥国磐城郡条
42	磐井	いわい	郷	『和名抄』陸奥国磐井郡条	103	菊多	きくた	郷	『和名抄』陸奥国菊第郡条	164	玉造	たまつくり	郷	『和名抄』陸奥国玉造郡条
43	磐井	いわい	郷	『和名抄』陸奥国磐井郡条	104	村葉	きのわ	郷	『和名抄』陸奥国伊具郡条	165	玉造	たまつくり	郷	『和名抄』陸奥国玉造郡条
44	磐城	いわき	郷	『和名抄』陸奥国磐城郡条	105	苦麻	くま	村	『和名抄』陸奥國風土記	166	遠田	とおだ	郷	『和名抄』陸奥国磐瀬郡条
45	磐城	いわき	郷	『和名抄』陸奥国磐城郡条	106	倉霧	くらは	郷	『和名抄』陸奥国会津郡条	167	常口	ときわ	郷	『和名抄』陸奥国磐瀬郡条
46	磐城	いわき	郷	『和名抄』陸奥国宮城郡条	107	栗原	くりはら	郷	『和名抄』陸奥国栗原郡条	168	常世	ときよ	郷	『和名抄』陸奥国白河郡条
47	磐城	いわき	郷	『和名抄』陸奥国名取郡条	108	栗原	くりはら	郷	『和名抄』陸奥国栗原郡条	169	登米	とめ	郷	『和名抄』陸奥国磐瀬郡条
48	磐城	いわき	郷	『和名抄』陸奥国桃生郡条	109	黒川(星河)	くろかわ	郷	『和名抄』陸奥国黒川郡条	170	伴	とも(ともべ)	郷	『和名抄』陸奥国会津郡条
49	磐城	いわき	郷	『和名抄』陸奥国桃生郡条	110	鐵山	くわわやま	郷	『和名抄』陸奥国信夫郡条	171	登米	とよま	郷	『和名抄』陸奥国磐井郡条
50	磐瀬	いわせ	郷	『和名抄』陸奥国磐瀬郡条	111	氣前	けさき	郷	『和名抄』陸奥国氣仙郡条	172	長江	ながえ	郷	『和名抄』陸奥国会津郡条
51	磐瀬	いわせ	郷	『和名抄』陸奥国磐瀬郡条	112	氣仙	けせん	郷	『和名抄』陸奥国氣仙郡条	173	長岡	ながおか	郷	『和名抄』陸奥国長岡郡条
52	磐瀬	いわせ	郷	『和名抄』陸奥国磐葉郡条	113	氣仙	けせん	郷	『和名抄』陸奥国氣仙郡条	174	長岡	ながおか	郷	『和名抄』陸奥国長岡郡条
53	磐瀬	いわせ	郷	『和名抄』陸奥国質美郡条	114	子鶴	こづる	郷	『和名抄』陸奥国行方郡条	175	長田	ながた	郷	『和名抄』陸奥国白河郡条
54	磐本	いわもと	郷	『和名抄』陸奥国磐井郡条	115	駒橋	こまばし	郷	『和名抄』陸奥国柴田郡条	176	長伴	ながとも	郷	『和名抄』陸奥国宇多郡条
55	牛甘	うしかい	郷	『和名抄』陸奥国小田郡条	116	衣前	ころものさ	郷	『和名抄』陸奥国柴田郡条	177	仲村	なかむら	郷	『和名抄』陸奥国宇多郡条
56	宇多	うた	郷	『和名抄』陸奥国宇多郡条	117	酒井	さかい	郷	『和名抄』陸奥国柴田郡条	178	仲村	なかむら	郷	『和名抄』陸奥国柴田郡条
57	駅家	うまや	郷	『和名抄』陸奥国白河郡条	118	坂田	さかた	郷	『和名抄』陸奥国刈田郡条	179	仲村	なかむら	郷	『和名抄』陸奥国磐井郡条
58	駅家	うまや	郷	『和名抄』陸奥国磐瀬郡条	119	相模	さがみ	郷	『和名抄』陸奥国色麻郡条	180	仲村	なかむら	郷	『和名抄』陸奥国新田郡条
59	駅家	うまや	郷	『和名抄』陸奥国信夫郡条	120	酒水	さかみず	郷	『和名抄』陸奥国志太郡条	181	和	(さきいち、×やまと)	郷	『和名抄』陸奥国磐城郡条
60	駅家	うまや	郷	『和名抄』陸奥国柴田郡条	121	坂本	さかもと	郷	『和名抄』陸奥国亘理郡条	182	名取	なとり	郷	『和名抄』陸奥国名取郡条
61	駅家	うまや	郷	『和名抄』陸奥国名取郡条	122	坂井	さかつ	郷	『和名抄』陸奥国亘理郡条	183	名取	なとり	郷	『和名抄』陸奥国名取郡条

表1 私部の分布

番号	氏姓	地域	出典	番号	氏姓	地域	出典	番号	氏姓	地域	出典
1	奈氣私造	陸奥国	天平10年『駿河国正税帳』	51	私	山梨県	宮ノ前遺跡	101	私部	若狭国	日本古代木簡選(木研9-94頁-(1))
2	奈氣私造	山城国	『新撰姓氏錄』山城國神別	52	私	山梨県	宮ノ前遺跡	102	私部	大和國	城21-9下(53)(木研11-10頁-(17))
3	奈氣私造	山城国	『大日本古文書』1巻-518頁	53	私	秋田県	前通遺跡	103	私部	大和國	大綱山田遺跡群
4	大私	福島県	屋敷遺跡	54	私・丈	秋田県	前通遺跡	104	私部	(不明)	平城宮2-2106
5	大私	福島県	屋敷遺跡	55	口(私)	栃木県	多功南原遺跡	105	私部	(不明)	平城宮1-553
6	大私	福島県	屋敷遺跡	56	私/□	奈良県	平城宮跡(第29次)	106	私部	(不明)	平城宮3-3522
7	大私	広島県	戦王遺跡	57	私	奈良県	平城宮跡(第157次)	107	私部	(不明)	城15-15下(74)
8	大私	石川県	上荒屋遺跡	58	私	千葉県	加良部(LOC15)遺跡	108	私部	(不明)	城19-15上(81)
9	大私	因幡国	『平安遺文』1巻-244頁(文書番号19)	59	私	静岡県	外原遺跡 I	109	私部	(不明)	城19-27上(286)
10	大私	(不明)	『政事略』(新訂増補国史大系28巻-548頁)	60	口(私)	石川県	上荒屋遺跡	110	私部	(不明)	平城京1-110(城20-12上(55))
11	大私	(不明)	『類聚符宣抄』(新訂増補国史大系27巻-302頁)	61	私	奈良県	平城京(右京1条2坊14坪)	111	私部	(不明)	城21-15下(18)
12	大私	(不明)	『平安遺文』1巻(文書番号204)	62	私口	奈良県	平城京(右京1条2坊14坪)	112	私部	(不明)	城21-15下(19)
13	大私	(不明)	『大日本古文書』5巻-469頁	63	口(私)	奈良県	平城京(左京7条3坊10坪) 大安寺旧境内	113	私部	(不明)	城23-17下(165)
14	大私	(不明)	『大日本古文書』16巻-485頁	64	私	島根県	出雲國府跡	114	私部	(不明)	城23-5上(5)
15	大私	(不明)	平城宮2-2568(城3-8下(134))	65	私	島根県	出雲國府跡	115	私部	(不明)	城29-43上(城24-11下(73))
16	大私	(不明)	城22-13上(76)	66	私	越中國	『大日本古文書』15巻-392頁etc.	116	私部	(不明)	城24-13下(93)
17	大私	(不明)	城31-14下(141)	67	私臣	若狭国	城15-30上(196)	117	私部	(不明)	城24-14下(103)
18	大私	(不明)	木研18-13頁-(47)(城32-12上(49))	68	私造	大和國	『日本三代実錄』仁和3年7月17日戊子条	118	私部	(不明)	城29-23上(215)
19	大私	(不明)	木研20-35頁-(81)(城34-28下(346))	69	私造	(不明)	平城宮6-8934	119	私部	(不明)	城31-32上(476)
20	□(大)私	(不明)	城40-12上(93)	70	私部□(直カ)	(不明)	東大寺防災-(1765)(木研11-27頁-(21))	120	私部	(不明)	城31-32上(477)
21	大□(私)	(不明)	城43-80上(1646)	71	私部	伊世国	城12-9下(40)	121	私部	(不明)	城30-23中(671)
22	【大私カ】	(不明)	城43-80上(1647)	72	私部	淡路国	城29-36下(440)	122	私部	(不明)	城30-23中(669)
23	大私部	丹後国	『大日本古文書』3巻-344頁	73	私部	淡路国	城22-39上(418)	123	私部	(不明)	城30-23中(672)
24	大私部	隱岐国	平城宮7-11526(木研25-10頁-(19)-城37-9下(15))	74	私部	淡路国	平城京左京二条二坊十二坪-22(木研5-20頁-(19)-日本古代木簡選)	124	私部	(不明)	城30-23中(670)
25	大私直	隱岐国	『大日本古文書』1巻-55頁	75	私部	出雲国	『日本文德天皇御錄』仁寿元年五月壬午条	125	□(私カ)部	(不明)	城30-31中(1001)
26	大私部	右京	『新撰姓氏錄』右京皇別下	76	私部	出雲国	『大日本古文書』1巻-600頁	126	□(私カ)部	(不明)	木研20-55頁-(1)
27	大私部	美濃国	『大日本古文書』1巻-54頁	77	私部	但馬国	『大日本古文書』16巻-58頁	127	□(私カ)部	(不明)	城43-40上(652)
28	大私部	(不明)	城19-30下(358)	78	私部	但馬国	木研36-201頁-(22)(日本古代木簡選・但馬木-2・木研集報3-22頁-(7))	128	□(私カ)部	(不明)	木研20-14頁-(139)(城34-13下(75))
29	大私部	(不明)	『大日本古文書』25巻-133頁	79	私部	但馬国	木研36-196頁-(2)(日本古代木簡選・但馬木-2・木研集報3-22頁-(1))	129	私部	(不明)	城34-17上(135)
30	大私部首	出雲国	『大日本古文書』1巻-600頁	80	私部	但馬国	木研36-196頁-(3)(但馬木-3・木研集報3-22頁-(8))	130	私部	(不明)	城34-17上(136)
31	大私部直	下総国	『日本後紀』延慶24年10月癸卯条etc.	81	私部	但馬国	『大日本古文書』5巻-3頁	131	私部	(不明)	木研20-34頁-(48)(城34-26下(313))
32	大私造	越前国	『大日本古文書』1巻-439頁	82	私部	因幡国	『続日本後紀』承和3年十一月癸巳条	132	私部	(不明)	飛鳥藤原京2-1516(飛16-14下(73))
33	大私造	出雲国	『出雲國風土記』坂石郡条	83	私部	因幡国	『平安遺文』1巻(文書番号193)	133	私部	(不明)	飛鳥藤原京2-1595(飛16-14下(74))
34	私	河内国	『続日本紀』天平神護二年(七六六)二月癸丑条	84	私部	丹波国	『大日本古文書』25巻-81頁	134	私部	(不明)	城43-39下(650)
35	私	下総国	市川橋遺跡出土木簡	85	私部	隱岐国	城22-37上(386)	135	私部	(不明)	城43-40上(651)
36	私	右京	『続日本紀』天平神護二年(七六六)二月癸丑条	86	私部	隱岐国	城22-36下(383)	136	私部	(不明)	城43-80中(1655)
37	私	河内国	『大日本古文書』25巻-174頁	87	私部	隱岐国	城29-35下(426)	137	□(私カ部)	(不明)	平城宮7-11326(木研24-161頁-(35)-城10-7上(36))
38	私	(不明)	平城宮2-2635(城3-12上(212))	88	私部	隱岐国	木研17-8頁-(2)(城31-7上(2))	138	私里	播磨国	『播磨國風土記』飾磨郡少川里案
39	私	上野国	木研4-14頁-3(10)(城15-24上(136))	89	私部	城31-29下(426)	139	私里	丹後国?	荷札集成-159(木研5-81頁-(7)-奈良県『藤原宮』-(10))	
40	私	(不明)	城15-25上(143)	90	私部	備中國	『大日本古文書』2巻-250頁	140	私部郷	肥後国	『和名抄』肥後國飽田郡条
41	私	(不明)	城29-16下(112)	91	私部	播磨国	『播磨國風土記』飾磨郡少川里条	141	私部郷	『和名抄』因幡國八上郡条	
42	私	(不明)	城29-17上(119)	92	私部	播磨国	『播磨國風土記』印南郡含芸里条	142	私部郷	丹後国	木研10-91頁-(10)(城6-8上(93))
43	私	(不明)	城31-36下(591)	93	私部	河内国	『大日本古文書』4-429頁	143	私部郷	丹波国	『和名抄』丹波國何鹿郡条
44	私	(不明)	城30-19下(524)	94	私部	安房国	平城宮2-2246(日本古代木簡選・城3-5下(57))	144	私部村	丹波国	『平安遺文』1巻(文書番号215)
45	私	(不明)	飛鳥藤原京2-1548(木研25-25頁-(35)-飛16-13上(58))	95	私部	安房国	城22-31上(304)	145	木前郷	丹波国	『平安遺文』1巻(文書番号215)
46	□(私カ)	參河国	城42-15表(平城宮7-11522-城37-12上(35))	96	私部	下総国	養老5年戸籍(『大日本古文書』1巻-255頁etc.)	146	私部首	備中國	『大日本古文書』2巻-250頁
47	私	若狭国	宮町木簡概報2-11頁-(82)(木研24-60頁-2(13))	97	私部	下総国	『万葉集』20-4385	147	□(伊勢カ)私造	(伊勢国)	飛鳥藤原京2-3426(飛20-25下-飛16-21下(156))
48	私	(不明)	木研26-168頁-(2)	98	私部	信濃国	天平20年・写書所解(『大日本古文書』3巻-80頁)	148	大神私部公	大和國	『続日本紀』神護景雲2年二月壬午条
49	私	(不明)	木研31-8頁-(1)(城39-7上(1))	99	私部	尾張国	『大日本古文書』3巻-79頁	149	私部寺	紀伊国	『日本畫異記』上巻-34話
50	私	(不明)	城43-39下(648)	100	私部	越前国	『大日本古文書』5巻-589頁	150	私部寺	紀伊国	『今昔物語』17巻48話



1～11 鶴沼C遺跡 12 西木流C遺跡 13～17 大船迫A遺跡
18 泉官衙遺跡 19 正直古墳群 20 関和久官衙遺跡

図3 福島県内における「今」関連の文字資料

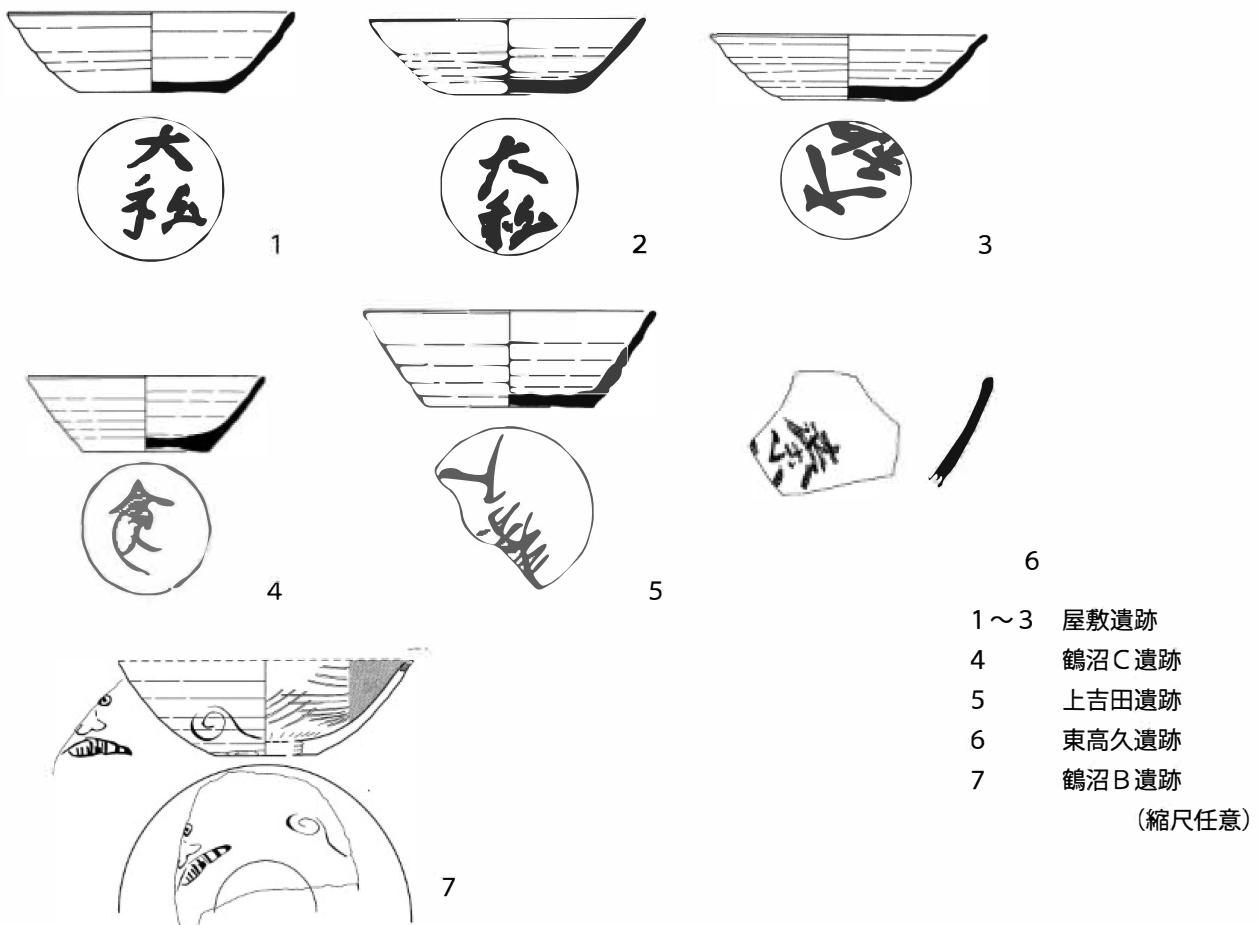


図1 会津地方における墨書土器「大私」、「秦人」、「倉人」、人面墨書土器

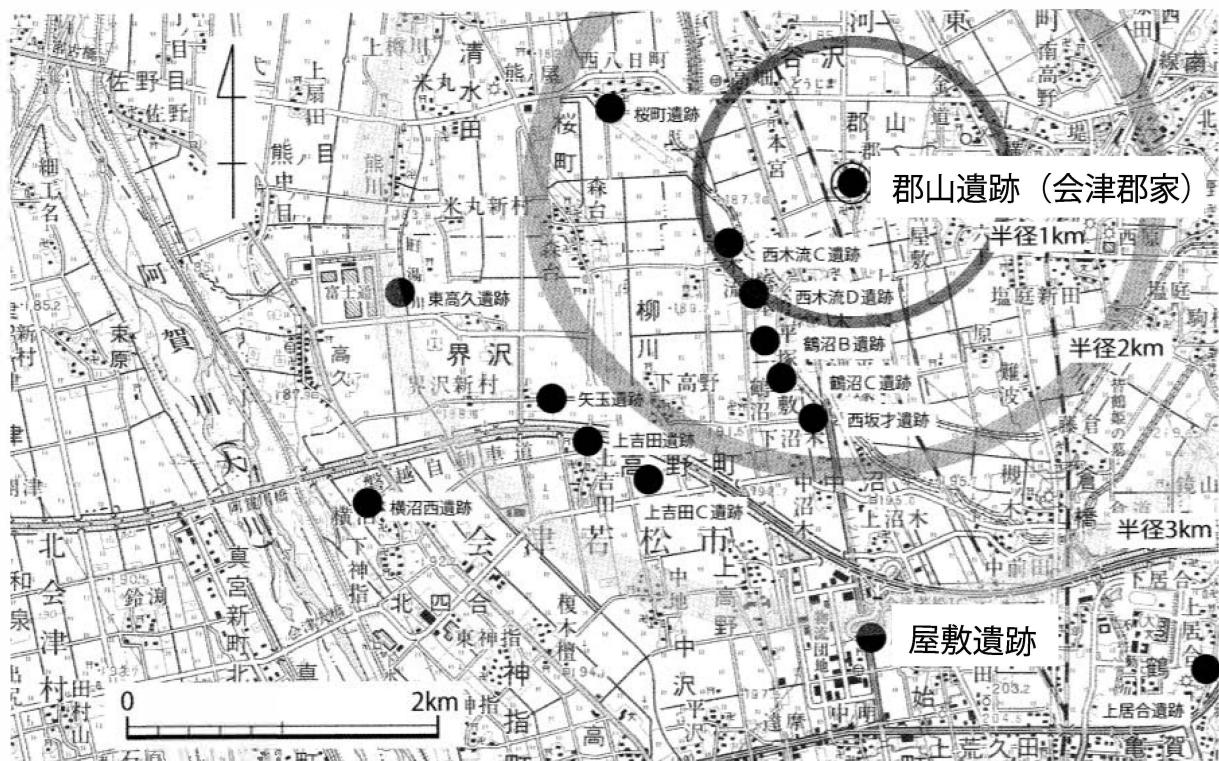


図2 屋敷遺跡と郡山遺跡 (会津郡家) の位置

（補注1）なお、会津地方における人面墨書き土器については、陸奥国耶麻郡家に関連する鏡ノ町遺跡Bでも確認されている。『塩川町文化財調査報告 第八集 鏡

ノ町遺跡B』塩川町教育委員会、二〇〇一年。

（補注2）直木孝次郎「複姓の研究」『日本古代国家の構造』青木書店、一九七三年、

初刷一九五八年。

（補注3）陸奥国における新羅系移民については、工藤雅樹「陸奥国分寺出土の宝相花文鏡瓦の製作年代について——東北地方における新羅系古瓦の出現——」『歴史考古』一三、一九六五年。佐川正敏「貞觀地震復旧瓦生産における新羅人の関与について」『宮城考古学』一六、二〇一四年などに詳しい。

なお、佐川二〇一四論文において、福島県における貞觀地震後の寺院復旧における新羅人瓦工の関与の検討の必要性が説かれているが、陸奥国における郡域をこえた工人の移動の可能性を示唆する点は、本稿の関心と重なる。

（挿図出典）

図1 福島県教育委員会一九九一『東北横断自動車道遺跡調査報告』一一「屋敷遺跡」。

福島県教育委員会一九九一『東北横断自動車道遺跡調査報告』九「上吉田遺跡」

会津若松市教育委員会二〇〇五『東高久遺跡』

福島県教育委員会二〇一四『会津縦貫北道路遺跡発掘調査報告』一五「鶴沼C遺跡」。

福島県教育委員会二〇一六『会津縦貫北道路遺跡発掘調査報告』一六「鶴沼B遺跡」。

前掲図1福島県教育委員会二〇一六報告書から抜粋したものに加筆。

図2 福島県教育委員会二〇一四『会津縦貫北道路遺跡発掘調査報告』一四「西木流C遺跡（二回）」

福島県教育委員会二〇一四『会津縦貫北道路遺跡発掘調査報告』一五「鶴沼C遺跡」

福島県教育委員会一九九五『原町火力発電所関連遺跡調査報告V』「大船迫A遺跡」

福島県教育委員会一九九五『原町火力発電所関連遺跡調査報告VI』「大船迫A遺跡」

南相馬市教育委員会二〇〇七『泉廢寺跡』、郡山市教育委員会一九八二『正直古墳群第三〇・三十六号墳』

福島県教育委員会一九八五『関和久遺跡』

このほか、図1～図3の作成に際し、（註89）菅原一〇一五論文、（註94）藤木二〇〇九論文などを参考にした。

- (註90) 井憲治「第一編 大船迫A遺跡 第五章 まとめ 第一節 遺物について」
福島県文化センター編『原町火力発電所関連遺跡調査報告V 1 本文』
福島県教育委員会、一九九五年。
- (註91) 荒叔人・藤木海編『泉廃寺跡』原町市教育委員会、二〇〇七年。
なお、山路直充「陸奥国への運穀と多賀城の創建」吉村武彦編『日本古代の国家と王権・社会』塙書房、二〇一四年では、「今」文字資料と山部氏との関連性が論じられている。
- (註92) 前掲註 (註33) 一九八五報告書。
- (註93) 前掲 (註5) 藤谷誠・菅原祥夫・青山博樹一〇一六参照。
- (註94) 藤木海「陸奥国行方郡衙周辺寺院の陸奥国府系瓦について」『国士館考古学』
五二〇〇九年、のち前掲 (註59) 藤木二〇一六博士論文、第五章に所収。
- (註95) 菅原祥夫「梓 今來」と渡来系集団」前掲 (註73) 二〇一四報告書。
- (註96) 和田萃「渡来人と日本文化』岩波講座日本通史 三『岩波書店、一九九四年。
- (註97) 兼田芳宏・鈴木啓「古代集落と耶麻郡の成立」『福島考古』四六、二〇〇五年。
- (註98) 前掲 (註89) 菅原二〇一五論文。
- (註99) 綱伸也「上私部遺跡出土の新羅土器と渡来人の動向」小笠原好彦先生退任
記念論集刊行会編『考古学論究』真陽社、二〇〇七年。
- (註100) 『大日本古文書』一巻、五一七〇五一九頁。
- (註101) なお、奈氣私造川見亮は、画工として明記されてはいない。しかし、山城
国愛宕郡が、仏教文化の受容の上で早くから積極的な地域であつたことを
踏まえれば（岸俊男「山城国愛宕郡考」『日本古代文物の研究』塙書房、
一九八八年、初出一九七八年、三四二一三四五頁）、愛宕郡における奈氣
私造の分布が確認できることは、愛宕郡内の寺院造営のために、久世郡か
ら奈氣私造が移動してきたことが背景として考えられるかもしれない。
- (註102) 菅原祥夫「居宅と火葬墓」『福島県文化財センター白河館研究紀要
二〇〇九』福島県文化振興事業団福島県文化財センター白河館、二〇一〇
年。菅原祥夫「宇多・行方郡の鉄生産と近江」『福島県文化財センター白河
河館研究紀要二〇一〇』福島県文化振興事業団福島県文化財センター白河
館、二〇一一年。菅原祥夫「陸奥と近江の交流」『学術研究集会 海の古
墳を考えるIV 一列島東北部太平洋沿岸の横穴と遠隔地交流』発表要旨
集』海の古墳を考える会、二〇一四年など。
- (註103) 穴沢咏光・馬目順一「福島県の古墳と横穴」『福島の研究 第一巻 地質・
考古篇』清文堂、一九八六年。
- (註104) 川尻秋生「山道と海路」鈴木靖民・吉村武彦・加藤友康編『古代山国の交通
と社会』八木書店、二〇一三年では、『水左記』に見える会津郡・耶麻郡の
独立申請が、同地域の北陸道移管を意図した申請であつた可能性を指摘して
いる。
- (註105) 青山博樹「古墳出現期の列島東北部」藤沢敦編『倭国の形成と東北』吉川弘
文館、二〇一五年。
- (註106) 前掲 (註2) 鈴木啓一〇〇九書。
- (註107) 吉村武彦「王権と交通」鈴木靖民・荒木敏夫・川尻秋生編『日本古代の道路
と景観』一駅家・官衙・寺一八木書店、二〇一七年。
- (註108) 菅原祥夫「陸奥国府系瓦における造瓦組織の再編過程 (一) 『論集しのぶ考
古』目黒吉明先生頌寿記念』論集しのぶ考古刊行会、一九九六年。
- (註109) 川尻秋生「大生部直と印波国造」『古代東国史の基礎的研究』塙書房、
二〇〇三年、初出二〇〇一年。
- (註110) 鈴木啓「鹿島神郡の成立と日祭神社」『原町市史 第一巻 通史編I 原始・
古代・中世・近世』南相馬市、二〇一七年。
- (註111) 秋田県埋蔵文化財センター編『秋田県文化財調査報告書三五一 前通遺跡』
秋田県教育委員会、二〇〇三年。
- (註112) 浅香年木『日本古代手工業史の研究』法政大学出版局、一九七一年。
- (註113) 柳木謙周『日本古代労働力編成の研究』吉川弘文館、一九九六年など。
- (註114) 石母田正『日本古代国家論 第一部』岩波書店、一九七三年。
- 前掲註 (79) 荒木一〇〇六論文など。
- (註115) 野村忠夫『官人制論』雄山閣出版、一九七五年。中村順昭「律令制下における
農民の官人化」『律令官人制と地域社会』吉川弘文館、二〇〇八年、初出
一九八四年。
- (註116) 中村友一氏は、秋田城出土漆紙文書をはじめとした出土文字史料に氏姓が見え
ることは、分布論・地縁関係を考える上で有効であると述べる（中村友一「出
土文字史料と氏姓制」『日本古代の氏姓制』八木書店、二〇〇九年）。

三七一九九三年。

(註76) 上野邦一「図版解説 一七九〇一八二」『日本美術全集三 正倉院と上代絵画 飛鳥・奈良の絵画・工芸』講談社、一九九二年。

(註77) 多賀城市埋蔵文化財調査センター編『多賀城市文化財調査報告書七〇 市川橋遺跡』多賀城市教育委員会、二〇〇三年。

(註78) 日本古代における動物を描いた資料については、北條朝彦「出土遺物に描かれた動物」『動物考古学』三、一九九四年。北條朝彦「出土遺物に描かれた動物(II)」『動物考古学』六、一九九六年。北條朝彦「出土遺物に描かれた動物(III)」『動物考古学』一七、二〇〇〇一年を参照。

(註79) 荒木敏夫「日本古代の王権と分業・技術に関する覚え書」『日本古代王権の研究』吉川弘文館、一〇〇六年、初出一九九四年。

(註80) 『常磐自動車道遺跡調査報告一』 大猿田遺跡(二次調査) 福島県教育委員会、一九九八年。なお、大猿田遺跡が「官営工房」であるという評価について、近年、古尾谷知浩「古代の木器生産」『日本史研究』六五六、二〇一七年

において懐疑的な見解が提示されている。同遺跡の発掘調査に携わった本間宏氏も「確かに、官営なのか、あるいは官人による私的経営なのかは、発掘調査成果からだけでは判断しにくい」と述べているように(本間宏「奈良時代の木器生産遺跡」『まほろん文化財講演会』資料、二〇一七年七月十六日)、大猿田遺跡の経営主体の特定については議論の余地を残している。

しかし、あまり知られていないが、大猿田遺跡付近には古代の官道の痕跡が認められる(鈴木貞夫『地図からいわきの歴史をよむ』平電子印刷所、二〇〇二年)。鈴木貞夫が大猿田遺跡の所在する四倉町と磐城郡家が同一直線上で結ぶ古代道を想定しているように(鈴木啓「陸奥国海道伝路の予察」『論集しのぶ考古』一九九六年)、同遺跡と磐城郡家に比定される根岸遺跡は、ほぼ同一直線上で結ぶ位置関係にある。そのような大猿田遺跡の占地を歴史地理学的な見地から注目した時、同遺跡の経営主体としては、やはり磐城郡司の関与を意識せざるを得ない。

(註81) 大須賀次郎「長友村誌」『磐城郡村誌』二、福島県、一八七八年においても、この小字は確認できる。

(註82) いわき市教育委員会編『いわき市遺跡地図一〇一三』いわき市教育委員会、二〇一三年。

(註83) 菅原祥夫「律令国家形成期の移民と集落」熊谷公男編『蝦夷と城柵の時代』

吉川弘文館、一〇一五年。

菅原祥夫「陸奥南部の国造域における大化前後の在地社会変化と歴史的意義」『日本考古学』三五、一〇一三年。

竜一・鈴木正信編『国造制・部民制の研究』八木書店、二〇一七年では、『国造本紀』の再検討により、七世紀前半以前に東北地方南部に職としての国造は存在せず、七世紀後半から八世紀初頭頃に置かれたとの見解が提示されている。この問題について、筆者はその正否を判断する力量を持たないが、永田氏の見解は、六世紀に福島県浜・中通りに国造制が施行されたとする菅原氏をはじめとした古代東北史の通説的理解と相反することとなる。このような見解の対立が今後、どのように解決されていくのか、その推移を見守りたい。

(註84) 飯村均「律令国家の対蝦夷政策 相馬の製鉄遺跡群」シリーズ「遺跡を学ぶ」二一、新泉社、二〇〇五年。

(註85) 飯村均「陸奥南部における古代鉄生産」『福島考古』四六、二〇〇五年など。能登谷宣康「金沢地区の古代鉄生産」『福島考古』二〇一五年、初出二〇一二年。

(註86) 香川慎一「焼土坑の再検証」『論集しのぶ考古 目黒吉明先生頌寿記念』論集しのぶ考古刊行会、一九九六年。

(註87) 前掲(註35) 平川二〇一二書。

(註88) 加藤謙吉『大和政権とフミヒト制』吉川弘文館、二〇〇三年。佐伯有清『新撰姓氏録の研究 考證篇』五』吉川弘文館、一九八三年、二三三九頁でも、「和徳三衣」を和徳史の一族であるとの立場を採っている。

(註89) 新井隆一「陸奥産金と征夷」『法政史学』八〇、二〇一三年。

(註90) 菅原祥夫「古代会津の開発と渡来系集団 一「梓 今来」・「秦人」をめぐつて一」『韓式系土器研究』一四、二〇一五年。

(註91) 菅原祥夫「列島周縁の比較考古学 一〇世紀の都城盆地と会津盆地」須田勉編『日本古代考古学論集』同成社、二〇一六年。

このほか、図3では図示していないが、会津郡家に比定される郡山遺跡から出土した「来」墨書き土器について、五十嵐純一氏は西木流C遺跡出土の「梓今来」を想起させると評価している(五十嵐純一「まとめ」『郡山遺跡 XII』一総括報告書一』会津若松市教育委員会、二〇一七年)。

- (註52) 初出二〇一四年。
太田亮『姓氏家系大辞典』四、国民社、一九四四年、「奈氣私」の項では、陸奥国の奈氣私造を「前項（＝山城国の奈氣私造、筆者補足）の族」としている。
- (註53) 前掲（註51）榎木一九八二年論文。
- (註54) 今井啓一「南山城における帰化人とその文化」斎藤忠編『日本考古学論集』一〇「日本と大陸の古文化」吉川弘文館、一九八七年、初出一九五八年。
- (註55) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究 考証篇五』吉川弘文館、一九八三年においても、山城国諸蕃に見える「猶造氏の一族か」としている。
- (註56) なお、山城国における高麗人の居住を示す史料は、本史料の他に、『日本三代実録』貞觀三年（八六一）八月十九日庚申条「伐高麗」。其王躰城而遁。乘勝入宮。盡得珠寶貨賂。以獻之。磯城嶋天皇世。還來獻「高麗之囚」。今山城國猶人是也。」とある記述なども挙げることができる。赤羽奈津子『渡来系氏族と寺院』二〇一五年度 研究活動報告書別冊 プロシードィングス改訂版』龍谷大学世界仏教文化研究センター、二〇一六年。
- (註57) 井上滿郎「古代南山城と渡来人」『京都府埋蔵文化財論集』六、二〇一〇年。
- (註58) 前掲（註27）武者小路一九八一著。
- (註59) 井上滿郎「平安京城設定の歴史的研究」『日本歴史』三〇八、一九七四年。
- (註60) 藤木海「泉廢寺跡と関連遺跡の八世紀における造瓦」『福島考古』五〇、二〇〇九年、のち国土館大学審査学位論文（機関リポジトリ 国土館大学）『古代地方官衙と官衙周辺寺院の造営・維持・管理体制に関する考古学的研究－陸奥南部を中心として－』Cinni、二〇一六年、第一部第三章に所収。
- (註61) 『大日本古文書』一三巻、一六五頁。
- (註62) 森郁夫「瓦当文様の創作」『日本の古代瓦』雄山閣、一九九一年、初出一九八二年。
- (註63) 真野古城跡の古瓦について、菅原祥夫氏は近江国穴太郡を技術的故地とする（菅原祥夫「製鉄導入の背景と城柵・国府、近江」『月刊考古学ジャーナル』六六九、二〇一五年）。この点について筆者は、たとえば瓦文様の作画に南山城を技術的故地とする「画工」、瓦の製作そのものに近江国穴太郡を技術的故地とする「瓦工」が関わったと解すれば、分業の観点から菅原氏の見解と整合するのではないかと考えている。
- (註64) 吉野武「熊の作遺跡出土の木簡」『宮城県文化財調査報告書一四三 熊の作遺跡ほか』宮城県教育委員会、二〇一六年。
- (註65) 亀田修一「陸奥の渡来人（予察）」『古墳時代東国における渡来文化の受容と展開』専修大学文学部、二〇〇三年（研究代表者・土生田純之）。
- (註66) 鈴木啓一「積達地方の古代」『福島の歴史と考古』纂修堂、一九九三年、初出一九八九年。
- (註67) 平川南「港湾と海上ルート——中世都市鎌倉以前」『律令国郡里制の実像』下巻、吉川弘文館、二〇一四年、初出二〇〇四年。
- (註68) 前川明久「大化前代の下総地方について」『日本古代政治の展開』法政大学出版局、一九九一年、初出一九六七年。
- (註69) 青木淳「南相馬・大悲山磨崖仏と渡来文化」『福島の磨崖仏、鎮魂の旅』淡交社、二〇一七年。
- (註70) 吉田生哉「まとめ」いわき市教育文化事業団編『荒田目条里遺跡』いわき市教育委員会、二〇〇一年。
- (註71) 高島英之「絵画表現と社会機能」『歴史評論』六〇九、二〇〇一年。
- (註72) 金子裕之「長屋王の造寺活動」奈良文化財研究所編『長屋王家・一條大路木簡を読む』吉川弘文館、二〇〇一年。
- (註73) たとえば、荒木敏夫「伊場の祭祀と木簡・木製品」竹内理三編『伊場木簡の研究』叢書 第二巻 古代——馬と日本史 I 財団法人馬事文化財団、一九九五年、初出一九九一年などを挙げることができる。
- また、近年の会津縦貫北道路における発掘成果との関連で、荒田目条里遺跡出土絵馬が祭祀の側面から取り上げられている。鶴見諒平「第三章 総括 第三節 木器」『会津縦貫北道路遺跡発掘調査報告一四 桜町遺跡（五次）木器』『会津縦貫北道路遺跡発掘調査報告一四 桜町遺跡（五次）西木流C遺跡（二次）西木流D遺跡（一次）鶴沼B遺跡（一次）』福島県教育委員会、二〇一四年。
- (註74) 平川南『よみがえる古代文書——漆に封じ込められた日本社会——』岩波書店、一九九四年。
- (註75) 藤井一二「古代における莊園絵図の描写と画師」『古文書研究』

- 山田良三「郡郷の成立と景観」『宇治市史一 古代の歴史と景観』宇治市、一九七三年。
- (註26) 滝川政次郎「画工司・国画師の職制を論じて合戦絵・祥瑞絵・偃側図絵等の起源に及ぶ」『法制史論叢四』角川書店、一九六七年、初出一九五三年。
- (註27) 武者小路穣『天平芸術の工房』教育社、一九八一年。
- (註28) たとえば、前掲(註27)武者小路一九八一著において、私部郷の存在を前提とした立論が行われているが、「和」郷が「私」の誤写に基づく郷名ではなく、また、その複姓の構造理解が不適であることは別稿で詳述する通りである。
- (註29) 橋口知志「仏教の発展と寺院」『新版 古代の東北』角川書店、一九九二年。
- (註30) 佐川正敏「東北における寺院の成立と展開」入間田宣夫・菊池和博編『講座東北の歴史 第五巻 信仰と芸能』清文堂、二〇一四年。
- (註31) 佐川正敏「東北への仏教の伝来と寺院造営・瓦生産」熊谷公男編『蝦夷と城柵の時代』吉川弘文館、二〇一五年など。
- (註32) いわき市教育文化事業団編『夏井廃寺跡』いわき市教育委員会、一〇〇四年。近年の夏井廃寺を巡る研究については、中山雅弘「夏井廃寺跡をめぐる諸問題」『いわき市教育文化事業団研究紀要』一四、一〇一七年を参照。
- (註33) 今泉隆雄「古代国家と郡山遺跡」『古代国家の東北辺境支配』吉川弘文館、二〇一五年、初出二〇〇五年。
- (註34) 平川南「古代の白河郡」『関和久遺跡』福島県教育委員会、一九八五年。
- (註35) 今泉隆雄「陸奥国と石城郡」『根岸遺跡』いわき市教育委員会、二〇〇〇年。なお、磐城郡及び磐城郷のある名取郡・宮城郡・桃生郡がいずれも沿岸部に所在する点に注目した荒木隆氏は、海上交通路の影響を背景として重視する
- (荒木隆「陸奥南部の『海の道』」『福島考古』五二、一〇一一年)。また、陸奥国における仏教伝播の経路について、『日本靈異記』下巻四話における陸奥国への海上ルートなどの検討から、郡山廃寺への仏教伝播に海上ルートが使用されたとする三舟隆之氏の研究もある(三舟隆之「東北地方への仏教伝播―『日本靈異記』下巻四縁を中心にして」『日本靈異記』説話の地域史的研究』法藏館、二〇一六年、初出二〇一二年)。
- (註36) 平川南『東北「海道」の古代史』岩波書店、二〇一二年。
- (註37) 前掲(註31)いわき市教育文化事業団二〇〇四報告書。
- (註38) 古尾谷知浩「古代の漆工」『漆紙文書と漆工房』名古屋大学出版会、二〇一四年、
- (註39) 『大日本古文書』四巻、二二七頁。
- (註40) 『大日本古文書』四巻、一五九頁。
- (註41) 『大日本古文書』四巻、二五九、二六〇頁。
- (註42) 直木孝次郎「画師氏族と古代の絵画」朝鮮文化社編『日本文化と朝鮮』新人物往来社、一九七三年。
- (註43) 上村順三「八世紀における画師の労働編成について」『名古屋大学日本史論集』吉川弘文館、一九七五年。
- (註44) 岡藤良敬「八世紀中葉画工司所属画工」『福岡大学人文論叢』七一三、一九七五年。
- (註45) 『大日本古文書』四巻。
- (註46) 野間清六「奈良時代の画師に関する考察」『建築史』一一六、一九三九年。
- (註47) 木村武夫「画工司と画師について」『龍谷史壇』五六・五七、一九六六年。百橋明穂「絵画と画師」『列島の古代史 ひと・もの・こと 五 専門技能と技術』岩波書店、二〇〇六年。
- (註48) なお、風間亜紀子「古代の作画事業と画工司」『古代文化』六五一、二〇一三年では、大仏殿廻絵作画関係史料において、画工司画工の半数は画師系氏族である一方、残る半数がそうではない点に着目し、各氏族に伝えられてきた作画の技能が官司に移行されたと評価する。
- また、物部福万呂を記した『西南角領解』は、地方の画工として、伯耆国相見郡の刑部緑万呂、周防国余色郡の辛人大万呂、美濃国不破郡の勝継人、美作国久米郡の家部乙麻呂などの画師を記していることも、参考となる。
- (註49) 田中史生「文献史学からみた渡来人」土生田純之・龜田修一編『季刊考古学』一三七、二〇一六年。
- (註50) 『大日本古文書』十六巻、五八頁。
- (註51) 四柳嘉章「ものと人間の文化史 131—I 漆工」法政大学出版局、二〇〇六年。

△ 註 △

- (註1) 私部を網羅的に扱った研究としては、岸俊男「光明立后の史的意義」『日本古代政治史研究』塙書房、一九六六年、初出一九五七年が先駆的であるが、近年では土田可奈a「私部の設置と意義」『新潟史学』五〇、一〇〇三年、土田可奈b「私部の伝領と皇后」『佐渡・越後文化交流史研究』四、二〇〇四年などで、私部に関する文献史料・文字資料を網羅的に集成した上で立論が試みられている。しかし、たとえば、「大私」墨書土器を出土した屋敷遺跡の報告書『東北横断自動車道遺跡調査報告一一 屋敷遺跡』(福島県教育委員会、一九九一年)は一九九一年に刊行されているが、土田a、b論文掲載の全国の私部分布表では反映されていない。また、「秦人」墨書土器については、上吉田遺跡の報告書(『東北横断自動車道遺跡調査報告九 船ヶ森遺跡・上吉田遺跡』福島県教育委員会、一九九一年)、及び「秦□」「人カ」墨書土器を出土した東高久遺跡の報告書(『東高久遺跡』会津若松市教育委員会、二〇〇五年)で報告されているが、史料上で秦人の分布が確認された地域を集成した加藤謙吉『渡来氏族の謎』(祥伝社新書、二〇一七年、一〇一〇四頁において、陸奥国は秦人の分布地として認識されていない)。
- (註2) 管見の限りでは、鈴木啓『南奥の古代通史』歴史春秋社、二〇〇九年、四〇〇頁において、「私部は、磐城と会津に居住したことがわかり、両者の関係はあつたのでしようか」と述べられている程度である。
- (註3) 記述に際しては、『国史大辞典 四』吉川弘文館、一九八四年、「きさいべ私部」の項、岸俊男氏執筆に加え、前掲(註1)岸一九六六論文、土田a、b論文なども参考にした。
- (註4) 「大私」墨書土器の編年及び出土状況については、前掲(註1)「屋敷遺跡」九十九報告書所収の木本元治「十四号井戸跡」木本元治「第三章 考察 第七節まとめ (二) 平安時代」を参考にした。
- (註5) 藤谷誠・菅原祥夫・青山博樹「調査成果と事業の総括」『会津縦貫北道路遺跡発掘調査報告一六 西木流D遺跡(二次) 鶴沼B遺跡(二次) 西坂才遺跡(二次)』福島県教育委員会、二〇一六年、では、近年の会津縦貫北道路の発掘調査で得られた文字資料の集成が行われている。
- (註6) 和郷の研究史については、渡邊一雄「古代磐城郡「和郷」に関する諸問題」『いわき市教育文化事業団研究紀要』一〇、一九九九年を参照されたい。
- (註7) 『大日本古文書』二巻、一〇八頁。
- (註8) 林陸朗・鈴木靖民『復元 天平諸国正税帳』現代思潮社、一九八五年。現在、太田勇陽「陸奥国磐城郡「和」郷の再検討」(仮)と題した別稿を準備中である。以下、特に断らない限り、「別稿」と呼ぶ。
- (註9) 本来、「画工」・「画師」・「画部」などの用語は、厳密には区別して使用されるべき用語である(本間正義「天平時代画師考(二)」「国華学」七三三、一九五三年。岡藤良敬「奈良時代の画工についての一考察」『九州史学』一四、一九五九年など)。しかし、本稿では行論の都合上、「画工」・「画師」を区別せずに論述している。
- (註10) 丸山裕美子「帰化人と古代国家・文化の形成」『岩波講座日本歴史第二巻』岩波書店、二〇一四年。
- (註11) 家永三郎『上代倭絵全史 改訂版』黒水書房 一九六六年。
- (註12) 高木玲子「画師・画部考」『お茶の水史学』一一・一、一九六九年。
- (註13) なお、同様の話は、「今昔物語」一二巻一八話においても引用されている。
- (註14) 日本古典文学大系『日本靈異記』岩波書店 一九六七年。
- (註15) 佐伯有清『新撰姓氏録の研究 考證篇 第三』吉川弘文館、一九八二年。
- (註16) 『大日本古文書』一三巻、二二九頁。
- (註17) 『大日本古文書』一三巻、二二九頁。
- (註18) 『大日本古文書』四巻、一二七頁。
- (註19) 日本歴史地名大系二六『京都府の地名』平凡社、一九八一年「那紀郷」の項。
- (註20) 川島二郎「名木河作歌小考」「山邊道」三九、一九九五年。
- (註21) 奈祭園と奈祭勝の関係については、鷺森浩幸「日本古代の王家・寺院と所領」塙書房、二〇〇一年所収の「屯倉の存在形態とその管理」・「園の立地とその性格」に詳しい。
- (註22) 加藤謙吉『秦氏とその民 渡来系氏族の実像』白水社、二〇〇九年、初刷一九九八年。
- (註23) 吉田晶「大化前代の南山城」大阪歴史学会編『古代国家の形成と展開』吉川弘文館、一九七六年。
- (註24) 『日本古代人名辞典六』吉川弘文館、一九七三年、一六五七頁。
- (註25) 西脇一修「古代寺院の成立と平安の古仏」久御山町史編さん委員会『久御山町史』第一巻、京都府久御山町、一九八六年。

生部は文字資料から磐城郡において確認され^(註10)、養老二年に石城国の版図に含まれた行方郡には日奉神社が延喜式内社として見え、日奉部の設置が想定される^(註10)。また、奈氣私造石嶋は、画工と共に、進上御馬部領使も兼ねていた。工人の移動が、地域編成や交通路の再編と連動したものであるとするならば、陸奥国における画工＝手工業生産者としての奈氣私造の設定の当初の目的は、養老二年（七一八）の石城国の成立や、養老三年（七一九）の「海道十駅」を意識した古代国家による政策の所産であった可能性も考えられよう。

十一・おわりに

陸奥国では、会津郡の「大私」と、磐城郡の「奈氣私」が、私部の分布事例として確認できる。二〇一八年現在、陸奥南部における私部はこれら二例のみであるが、秋田県横手市に所在する前通遺跡において私部の分布が考慮されていることを踏まえた場合^(註10)、私部の分布の北限は、陸奥国府所在郡以北にも及ぶ可能性も考えられる。

本稿での検討により、会津郡・磐城郡の私部は、陸奥国における手工業生産の技術移転のために、遠隔地から移動してきた手工業生産者としての共通点を有すると考へるに至つた。今回、筆者は手工業生産の観点から、両郡の私部に注目することで、陸奥南部に分布する私部が、陸奥と遠隔地の人の移動を示す可能性を秘めている点を指摘した。本稿における検討では、あくまで文献史料・文字資料からの検討が中心となつてゐる。筆者の考へが補強されるためには、考古学的な知見の増加に依拠せざるをえない部分も多い。

画工は、製鉄工人や「瓦工」同様、日本古代における技術者として、手工業生産の面から注目されてきた^(註11)。のみならず、画工は王権研究^(註12)や官人制研究^(註13)の面からも注目される研究対象でもある。これまで、奈氣私造石嶋が画工であることについて、関心が払われることはあまり

なかつたが、陸奥国における手工業生産者としての画工を検討することは、従来、造寺や造瓦の面から注目されてきた「瓦工」や製鉄工人のほかに、「画工」も加えて考察することで、郡衙周辺寺院を中心とした陸奥南部における工人の移動や、地方における仏教政策の一端を明らかにすることができる要素を有している。と同時に、陸奥南部の私部の検討は、福島の地域史研究のみならず、今後の氏族制研究^(註14)を考える上でも重要となる。

また、本稿で度々言及した別稿については、奈氣私造の「奈氣」が、なぜ「和」郷を指すと理解できるのかについて詳述する予定である。本稿と姉妹編をなす部分もあるため、併せて参照されたい。

証から、陸奥国に渡来系工人が集められていたとする指摘も出されている^(註85)。一方、文献史料では、『続日本紀』神護景雲三年十一月己丑条の大伴部押人の奏言から^(註86)、神護景雲年間以前に、紀伊国名草郡片岡里から陸奥国小田郡嶋田村への人の移動があつたことが示唆されている。また、多賀城出土木簡に見える「白河団」木簡の「和徳三衣」について、加藤謙吉氏は「和徳三衣」を畿内からの二次的な移住者と見ていい^(註87)。このほか、冶金のために陸奥国へ工人が派遣される事例^(註88)、文献史料や文字資料の検討からも、古代陸奥国への西日本からの遠隔地移動の可能性は指摘されてきた。その場合、磐城郡の奈氣私や会津郡の大私も、畿内や北陸のような遠隔地から人の移動を示すという観点から論ずることが可能となるはずである。

渡来系移民の集住が郷を形成するのは、陸奥国柴田郡新羅郷の例からも明らかである^(註89)。また、渡来系移民が手工業生産に従事する工人としての側面を有していたことは、「秦人」「梓 今来」「今」などの文字資料の出土から、会津地方に北陸からの渡来系移民が集住したとする菅原祥夫氏の研究に詳しい^(註90)。

図3に示したように、福島県内の「今」文字資料は、これまでにも金沢地区製鉄遺跡群（南相馬市原町区）や正直古墳群（郡山市）などで確認されていたが^(註91)、泉官衙遺跡（南相馬市原町区）^(註92)、関和久官衙遺跡（泉崎村）^(註93)のような郡家比定地からも出土している。更に、近年の会津縦貫北道路の発掘調査でも「今」墨書き土器・刻書き土器が大量に出土し^(註94)、金沢製鉄遺跡群の「今」については製鉄工人^(註95)、会津地方における「今」については、北陸からの地域開発を目的とした渡来系移民を指すという指摘が既になされている^(註96)。本稿で扱った画工の作画技術が、元来「新漢（＝今來漢人）」^(註97)による技術であったこと

を想起した場合、陸奥国における画工の存在は、陸奥国における新規の手工業生産者＝「今來」の工人として、地方官人層を中心認識されたことも考えられる。と同時に、先述の東高久遺跡・上吉田遺跡の「秦人」墨書き土器については、これまで養蚕^(註98)や窯業^(註99)との関連から論じられる場合もあつた。その一方、大阪府交野市青野に所在する上私部遺跡から新羅系の土器が出土している事例や^(註100)、奈氣私造川見壳（＝私部）と広幡東人（＝秦人）が親子関係にある事例^(註101)などを確認しうる。それらは、陸奥南部への私部の遠隔地移動に、渡来人との併存関係や地縁的関係が影響したとの理解を促すこともつながる。

菅原祥夫氏によれば、近江から陸奥国行方郡・宇多郡に製鉄の技術移転が行われたとし^(註102)、近年では熊の作遺跡出土木簡の検討から、陸奥国信夫郡安岐郷（里）が、山陽地方の安芸国からの移民に基づいて成立了郷であるとしている^(註103)。陸奥国行方郡真野郷が、近江国滋賀郡真野郷を本拠とした真野氏に由来するとした指摘はこれまでにもあつたが^(註104)、陸奥国磐城郡「和」郷が山城国久世郡「那紀」郷からの移民に基づく郷名であるとすれば、陸奥南部には、西日本からの手工業生産者の移民によって成立した郷が複数存在すると見ることもできる。

磐城郡は令制下で「東山道」の陸奥国に属する一方、「東海道」の常陸国に接する地理的条件下にあつた。同じく、会津郡は令制下で「東山道」の陸奥国に属する一方、「北陸道」^(註105)の越後国^(註106)に接する地理的条件下にあつた。陸奥南部で確認できる「奈氣私」や「大私」のような私部の分布の背景には、前者が東海道、後者が北陸道を介した遠隔地移動による影響が存在したと指摘できる。

吉村武彦氏は、地域編成の視点から私部・壬生部・日奉部の設定に注目し、地域編成の後に交通路が設定されたとする考え方を示している^(註107)。陸奥国の場合、天平九年の陸奥出羽連絡路の開削に関連して、中央から瓦工が派遣されたとの推測が、菅原氏によりなされている^(註108)。壬

奥南部に実施されたと見た方が妥当である。そして、史料3も併せれば、畿内を初めとした遠隔地からの移民は、磐城郡だけではなく、後述する会津郡も含めた陸奥南部の他郡においても実施されたことが考えられるのである。

九. 陸奥国における画工関連資料

陸奥国において、「画工」「画師」を記した文字資料の出土は未報告である。しかし、陸奥国における画工の存在を示唆する資料は存在する。

福島県いわき市に所在する荒田目条里遺跡出土の第二号・第三号絵馬については、長屋王邸跡から出土した絵馬との類似性が指摘されている（註69）。長屋王邸からは絵馬の他に、猿の戯画を描いた墨書土器（註70）なども出土しており、その筆致から画師による下書きであると考えられている（註71）。長屋王邸に画師がいたことは、「画師」「画部」「画写人」などと書かれた木簡の出土からも裏づけられている（註72）。日本古代における絵馬の出土は、主に祭祀的な側面から注目されることが多いが（註73）、埼玉県所沢市東の上遺跡から出土した馬の戯画が描かれた漆紙文書からは、画師の関与が想定されている（註74）。加えて、考古資料から画師の存在が想定されている例としては、島根県米子市淀江町の上淀廃寺や（註75）、岐阜県国府町の鳥戯画平瓦などが挙げられる（註76）。陸奥国では荒田目条里遺跡のほか、宮城県多賀城市の市川橋遺跡からも絵馬が出土しているが（註77）、これらは郡家や国府周辺における画師の活動事例として評価できる可能性を秘めている（註78）。今後の発掘調査では、画工・画師の存在を明確に記した文字資料の検出が期待されよう。

先に確認した近江国犬上郡火田郷の画工・物部福万呂などの地方の画工について、日本古代の王権と分業の観点から注目した荒木敏夫氏は、地方における官衙工房の展開・維持に、地方に散在する「潜在的工人」の存在を重視する（註79）陸奥国磐城郡においては、福島県いわき市所在

の大猿田遺跡が磐城郡家の官営工房として機能した可能性が示されている（註80）。大猿田遺跡の付近には玉造郷が比定され、現在もいわき市四倉町長友には、「玉造」という小字が残っている（註81）。別稿による「和」郷の比定は、大字「四倉町長友」の南に隣接する大字「四倉町名木」（中世の「奈木村」）が、「和（なぎ）」郷の遺称地とする考え方を根拠とするものである。その場合、「和」郷は「玉造郷」と南北に隣接する位置に比定されることとなり、現在の四倉地区一帯が、古代磐城郡における手工業生産者の集住地として、地方官人層に認識されていたことが考えられるようになる。そして、画工・奈氣私造石嶋は、荒木氏が説くところの「村落に居住し徵發に応じて工人としての役割」を果たしていた「潜在的工人」＝「里人」としての性格を顕在化していた人物と解釈するのが妥当である。現在、和郷の比定地である四倉町名木地区は散布地が登録されるのみだが（註82）、将来の発掘調査によって、南山城からの移住を示す考古資料や生産工房の検出が期待される。

十. 陸奥と遠隔地交流——「今」文字資料と工人

山城国久世郡から陸奥国磐城郡への移民は、西日本から東北地方への移民を意味する。これまで、陸奥国の郡名・郷名に注目した時、たとえば陸奥国亘理郡望多郷が、上総国望陀郡からの移民による郷名と理解される場合があつたように（註83）、主に関東地方の移民に基づく郷名として処理される場合が多かつた。しかし、詳細に郷と氏族の分布関係を検めてみると、実際には関東地方に加え、畿内をはじめとした西日本からの移民に基づく郷名も存在する可能性がある。その代表例が、本稿で取り上げた陸奥国の大氣私造の本拠地＝陸奥国磐城郡「和」郷であろう。

西日本から陸奥国への遠隔地交流について、考古学の立場からは、陸奥国宇多郡・行方郡の製鉄遺跡の技術の故地が、吉備地方や近江地方に求められるとする見解が提示され（註84）、金沢製鉄遺跡群の焼土坑の再検

して考察してみたい。

【史料3】『続日本後紀』承和十年（八四三）十一月庚子条
陸奥國白河郡百姓外從八位上勳九等泊造智成戸一烟。改レ姓爲「陸奥
白河連」。同國安積郡百姓外少初位下泊造子押麻呂戸一烟。改レ姓爲
「陸奥安達連」。

ここに見える泊造智成、泊造子押麻呂について、今井啓一氏は『新撰姓氏錄』山城国諸蕃・泊造条で「泊造。出自「高麗國主夫連王」也」とされる泊造の氏人が、陸奥國白河郡・陸奥國安積郡に移住し百姓となつていたとの理解を示す（註54）。古代の山城国における高句麗系渡来人の集住に関する史料としては、『日本書紀』欽明天皇二六年夏五月条に「高麗人頭霧唎耶陞等投「化於筑紫」、置「山背國」。今畠原・奈羅・山村高麗人之先祖也」などが挙げられる（註55）。ここに見える「奈羅」は、『和名抄』山城国久世郡那羅郷と考えられ、『日本三代実録』元慶六年（八八二）十二月二十一日条には、久世郡に「奈良野」なる地名も看取できる（註56）。そして、先述の「檜画師」の「檜」が久世郡の「那羅」郷を指すという指摘も併せて検討すると（註57）、南山城の高句麗系渡来人の移住が、白河郡や安積郡を初めとした陸奥南部の諸郡にも行われた可能性を、史料3は示すことになる。

このような視点は、先述の山城国久世郡における奈氣私造と黄文画師との関連を検討する上でも有効である。山城国久世郡に集住していた黄文連は、『新撰姓氏錄』山城国神別・黄文連条において「黄文連。出自「高麗國人久斯祁王」也」とされている。山城国の奈氣私造の本貫地である山城国久世郡は、泊系の渡来人の集住地であったことが判明している（註58）。このような事例を照らし合わせた場合、陸奥國の奈氣私造の画工としての技術は、高句麗系の影響を強く受けていたことが考えられる。

その上で注目されるのは、真野古城の鎧瓦の文様が、高句麗系の系譜

に属することである。藤木海氏は、文様意匠の創出に、渡来系の文様に精通した瓦工のほか、画師などの関与も想定している（註59）。画師が瓦の下絵製作にも携わる場合があつたのは、天平勝宝八年の造東大寺司『写書所食口帳』において、画師が「瓦様」を描いていること（註60）からも明らかである（註61）。また、先に確認した画工の職掌も再確認すれば、陸奥国における瓦の製作には「瓦工」のみならず、「画工」も関与する可能性もあつたことを考慮せねばなるまい（註62）。

高句麗系瓦が真野古城跡から出土していることは、南山城を技術的故地とする高句麗系技術を有した画工・奈氣私造が、郡域を越えて活動した可能性を強く示唆するものである。八世紀前半において、陸奥国の手工業生産従事者が郡域を越えて他郡に活動する場合があつたのは、宮城县亘理郡山元町に所在する熊の作遺跡一号木簡（註63）からも明らかである。

無論、南山城から陸奥南部における泊造の移住が、他地域を介した二次的、三次的なものだったのか否かを断定することに対しても、古墳時代の東北の渡来系遺物を検討した亀田修一氏の検討（註64）や、史料③の白河郡・安積郡の泊造を、武藏国高麗郡からの移民と想定する鈴木啓氏の検討（註65）などを踏まえた場合、慎重を期す必要がある。

史料1において、「奈氣私造石嶋」ではなく「私部石嶋」とその人名が表記されていれば、石嶋は人面墨書土器との関係から密接な関係にあり（註66）、私部が多く集住する上総地方（註67）からの二次的な移配と見ることもできよう。しかし、先に確認したように、「ナキ+私（造）」で構成される複姓の私部の伴造氏族は、表1に示したように、全国的分布を示す私部の中でも、陸奥国と山城国の二地域の二氏族に限定され、該当地域にはそれぞれの本拠地とされる郷名が存在する。そのことを鑑みた場合、「新漢（＝今來漢人）」によつてもたらされた技術を有した工人集団（註68）の移配が、少なくとも八世紀前半の段階で、南山城から直接的に陸

なく「物部」を称している。しかし、「福万呂が属した近江国犬上郡火田

郷には、竇秦画師道足が画工司画師として見え、道足と同族にあると考

えられる竇秦画師豊次、竇秦君万呂が近江国犬上郡に見える。このよう

な状況について、物部福万呂が里人画師たりえた背景に、多くの画工司

画師を輩出した竇秦画師姓集団との関連が想定されている^(註43)。そして、

このような事例は、山城国久世郡那紀郷を本貫とし、陸奥国の奈氣私造

と同族関係にあることが考えられる山城国の奈氣私造が、黄文画師の末

裔とされる黄文連と同じ久世郡に本拠を置いていたことと突き合わせた場合、きわめて重要である。また、先に確認した山城国久世郡における

画師の集住状況について、黄文連以外に石作氏も確認できることは^(註44)、

同地域における画師の分布が单一氏族に限定されていなかつたことを示す。更に、黄文連と同族関係にあると思われる画工司画部の黄文三田が、

大和国山辺郡に見えることは^(註45)、久世郡に本拠を置いていた画工集団

が、国郡を越えて他国に移住する場合があつたことを示す^(註46)。これら

のような事例は、山城国から陸奥国へのそれにも当てはまるであろう。

八世紀以降における画師・画工の特徴のひとつに、非帰化系氏族の中

から画師として活躍する事例が看取されるようになることが挙げられて

いる^(註47)。ただし、渡来人と技能の伝習について注目した田中史生氏は、

飛鳥寺造営の工人の検討を通じ、六世紀の仏教伝来以降、一定の職掌を

負つた氏族の世襲的な技能伝習とは異なる技能伝習方式が拡大したとす

る^(註48)。加えて、筆者は先に、里人画師・物部福万呂と竇秦画師が、近

江国犬上郡火田郷という地域を介した地縁的結合を強くしていった可能性

に言及した。以上の見解・事例を鑑みた時、陸奥国の奈氣私造への画工

としての技術伝習は、高句麗系渡来人の集住地であった山城国久世郡の地縁的な背景に基づいて行われた可能性がある。

併せて、私部と手工業生産の関係を考えた時、次の史料も参考となるだろう。

【史料2】天平宝字六年一二月一六日「私部得麻呂漆工貢進文」^(註49)

貢上

私部酒主^{年廿}但馬國氣多郡余部郷戸主私部意嶋戸口

知塗漆

天平宝字六年十二月十六日

貢上人右大舎人少初位上私部得麻呂

この史料では、右大舎人・私部得麻呂が、但馬國氣多郡余部郷戸主・私部意嶋の戸口・私部酒主を、「知塗漆」として、造東大寺司に推薦している。私部酒主は、塗漆工として造東大寺司に貢進され、造東大寺写経所に上日するようにもなる^(註50)。このような酒主の貢進は、中央官人として出仕していた私部得麻呂との同族関係を利用したものと理解されている^(註51)。このような手工業生産者の貢進例を参考にすれば、陸奥国の奈氣私造は、黄文連（黄文画師）から画工の技術伝習を受けた山城国^(註52)の奈氣私造から分派した一族^(註53)であると評価することもできよう。

櫛木謙周氏によれば、東大寺大仏殿の装飾に使役された画工に代表される「里人」のような技能民は、在地において同業者集落形態を採つていたと指摘する^(註54)。そのような櫛木氏の検討を参考にすれば、陸奥国^(註55)磐城郡「和」郷は、作画事業に関わる手工業生産者＝奈氣私造の集住地として、地方官人に認識されていた可能性がある。そして、その移民の目的は、陸奥国における地方寺院造営の一端を担う手工業生産の技能移転にあつたと見ることができるであろう。そのことは、奈氣私造石鳴が陸奥国の「国画工」であることを追究した場合、古代東北仏教史研究の観点からも整合するはずである。

八 南山城と高句麗系渡来人

では、このような南山城から陸奥南部への移民は、磐城郡のみに見られる特例的な現象なのだろうか。その点について、次の史料の検討を通

てているのは、管見の限り、滝川政次郎氏^(註26)と武者小路穰氏^(註27)の二氏に限定される。その論拠については、一部私見と異にする部分も見受けられるが^(註28)、両氏とも陸奥国の奈氣私造が山城国の奈癸私造と通じるとする点で共通している。

陸奥国の仏教伝播について確認すると、『日本書紀』持統天皇紀に蝦夷と仏教についての記述が見える^(註29)。考古学的な見地からも、養老二年(七一八)に石城国・石背国に編成される宇多郡・信夫郡域において、陸奥国最古級の寺院が造営される^(註30)。その中で、陸奥国の奈氣私造が本拠とした和郷の属する磐城郡では、根岸官衙遺跡群に包括される夏井廃寺が七世紀後半から八世紀初頭にかけて創建される^(註31)。

史料1において、奈氣私造石嶋が「郡画工」ではなく、「国画工」を名乗っていることからすると、天平一〇年前後における彼の居住地は、陸奥国磐城郡から離れ、陸奥国の国府所在郡に移動していた可能性も考えられる。しかし、その場合であっても、次に触れる磐城郷の郷名分布から、奈氣私造の陸奥国における本拠地が、磐城郡「和」郷であったとする筆者の考え方を妨げることにはならない。

陸奥国における「磐城」郷名は、磐城郡以外に名取郡・宮城郡・桃生郡において看取できる。ここで注目したいのは、「磐城郷」が陸奥国名取郡・陸奥国宮城郡に存在することである。

周知の通り、多賀城以前の初期陸奥国府は、宮城県仙台市太白区の郡山遺跡であつた^(註32)。このうち、多賀城は陸奥国宮城郡、郡山遺跡は陸奥国名取郡に所在しており、宮城郡・名取郡は八世紀前半において、陸奥国の国府所在郡として機能していた。

宮城郡に見える「白川」郷が、陸奥国白河郡からの移民によつて成立した郷であると考えられているように^(註33)、同郡に見える「磐城」郷は、陸奥国磐城郡からの移民によつて成立した郷であると考えられている^(註34)。とりわけ、八世紀前半の陸奥国府は、名取・宮城両郡に展開し、磐

城郡は多賀城管轄下にあつた^(註35)。郡山廃寺・多賀城廃寺が、磐城郡の郡衙周辺寺院・夏井廃寺と同じ伽藍配置を有していることは^(註36)、陸奥国磐城郡「和」郷出身の奈氣私造が、これらの寺院の造営に関与した可能性を考えた時、極めて示唆的である。見方を変えれば、名取郡・宮城郡の「磐城郷」には、磐城郡「和」郷出身者も含まれていたことが考えられる。

窪田大介氏は、陸奥南部の寺院建立の背景に、陸奥南部が国家の東北経営に果たした背景を重視している^(註37)。窪田氏の見解は、首肯されるべき見解である。そのことは、画工が陸奥南部に設定されるのはもちろんのこと、陸奥の枢要を担う国府所在郡にも移動する場合があり得た可能性を示すものである。それは、先に確認したように、古代の画工・画師が、仏教芸術に従事する手工業生産者としての側面を強くしていたことを想起した場合、尚更であろう。

七. 物部福万呂と竇秦画師

先に確認した久世郡の画師の事例を見ると、山城国の奈癸私造は画工として見えず、黄文連が圧倒的多数を占める。その場合、陸奥国の奈氣私造が画工であり、山城国の奈癸私造が那紀郷を本貫としていたことを根拠に、陸奥国の奈氣私造が、山城国久世郡との地縁的関係を有していたと見ることはできるのだろうか。本節ではその点について、近江国犬上郡火田郷における竇秦画師と他氏族との関係から検討してみたい。

ホ、竇秦画師道足 近江国犬上郡火田郷^(註38)

ヘ、竇秦画師豊次 近江国犬上郡^(註39)

ト、竇秦君万呂 近江国犬上郡^(註40)

チ、物部福万呂 近江国犬上郡火田郷戸主建部千万呂戸口^(註41)

先述の『聖德太子伝暦』にも見える竇秦画師は、秦氏系統の渡来氏族であると考えられている^(註42)。里人画師・物部福万呂は、「竇秦」では

五・山城国久世郡と画工

そのことを踏まえた上で、注目したい氏族と地域がある。山城国の物部系の私部の伴造氏族・奈癸私造（『新撰姓氏録』山城国神別・奈癸私造条）と、その本拠地である山城国久世郡那紀郷である（註14）。

山城国久世郡には、「竹淵、奈美、奈良、水主、那紀、宇治、殖栗、栗隈、富野、拝志、久世、羽栗」の諸郷が元和古活字本『和名抄』に見える。このうち、那紀郷は高山寺本・大東急記念文庫本・名古屋市博物館などの諸写本にも明記され、高山寺本では「奈癸」の読みを与えていていることから、「那紀」郷は「なき」と読まれた郷名であることが分かる。山城国の郡名・郷名の中で「なき」と読める郷名は久世郡のそれのみである（表3）。山城国の「奈癸私造」が、「ナキ十私（造）」で構成されている点は、史料1の陸奥国「奈氣私造」と共通している。

山城国久世郡は、南山城として包括される地域である。本稿の関心に即して山城国久世郡の画工に注目すると、次のような人物が看取できる。イ、黄文連黒人 山城国久世郡（註15）

ロ、黄文川主

山城国久世郡（註16）

ハ、黄文連乙麻呂

山城国久世郡久世郷（註17）

二、石作連目辟

山城国久世郡奈美郷（註18）

『日本書紀』推古天皇十二年九月是月条に「是月。始定二黄書画師。山背画師」、『聖德太子伝暦』推古天皇十二年十月条に「冬十月。太子為下絵二諸寺仏像一莊嚴。定二黄文画師。山背画師。竇秦画師。河内画師。檜画師等」、免二其戸課。永為二名業。」とあるように、久世郡が位置する南山城地域には、黄文画師をはじめとした画工の集住が行われる。右に示したように、久世郡では久世郷・奈美郷を始めとした地域に画工が複数分布していることから、画工は那紀郷を含めた久世郡域に広範に分布していたと見ることができる。そして、その技術が渡来系氏族によ

る大陸からの技術に基づくものであつたことは、画工・画師の研究史において、研究者の見解が一致するところである。

山城国久世郡那紀郷は、現在の京都府宇治市伊勢田町付近に比定される（註19）。この場所は、現在は干拓された旧巨椋池の南岸に相当し、『万葉集』における「名木川作歌」の舞台とされる（註20）。『延喜式』内膳司条・園地条などによれば、那紀郷には郷名を負つた園地「奈癸園」が設置されていたが、この園地の管理には、同じく那紀郷の郷名を負つた氏族「奈癸勝」が関与し、秦氏の管掌を受ける立場にあつたとされる（註21）。奈癸勝は「勝」姓を名乗っていることから、奈癸勝は秦系の渡来系氏族であるとされている（註22）。事実、久世郡には秦人の居住も確認でき（註23）、川原寺系瓦を出土する那紀郷比定地付近の広野廃寺（京都府宇治市広野）の造営には、那紀里戸主・水尾公真熊（註24）に代表される渡来氏族の関与があつたとされる（註25）。換言すれば、山城国「奈癸私造」は、秦人をはじめとした渡来人の集住地に本貫を置いていたこととなる。これは、久世郡が画工を輩出する地理的・地縁的な環境が十分に整えられていた地域であつたことを意味する。

六・陸奥国の画工設置の目的

前節においては、山城国の奈癸私造の本貫地の氏族分布と、画工との関連についてまとめた。そのことを踏まえた上で、本稿の全体に関わる結論を先に示そう。筆者は、少なくとも天平一〇年（七三八）以前のある段階で、南山城の山城国久世郡「那紀」郷から、画工を中心とした工人集団の移配が、陸奥南部の陸奥国磐城郡「和」郷を中心になされたのではないかと考えている。換言すれば、陸奥国磐城郡「和」郷は、山城国久世郡「那紀」郷からの移民に基づく郷であり、陸奥国「奈氣私造」は、山城国から陸奥国に移住した私部の伴造氏族であると考えられる。

画工の研究史には多くの蓄積があるが、この可能性に早くから言及し

伴造氏族は、陸奥国磐城郡「和」郷を本貫とした「奈氣私造」と、山城国久世郡「那紀」郷を本貫とした「奈氣私造」の一例に限定され、両者は水運要地に配された私部の伴造氏族としての共通点を有する。

とりわけ、①における結論は、確認できるだけで二〇〇年近く「誤写説」に基づいて立論されてきた「和」郷が、誤写や脱字に基づかない一字表記郷名として陸奥国磐城郡に存在していたことに加え、一〇世紀前半の『和名類聚抄』を初見としていた「和」郷が、少なくとも天平一〇年（七三八）の時点では成立していたことを物語る。更に付言すれば、陸奥国における古代地名に、「奈氣」に通じる郷名は陸奥国磐城郡「和」郷のみであり（表2）、「奈氣私」が「地名十ウジ」という第二種複姓（補注²）に該当することからも①～③の結論は傍証される。

さて、これら①～③の結論を踏まえた上で、史料1におけるもうひとつ重要な側面に注目したい。それは、八世紀前半において、陸奥国に「画工」が存在していたということである。

四、日本古代における画工

画工とは、日本古代においてどのような役割を負う工人であったのだろうか。その点について、本節ではその史的な位置づけを確認する。

諸橋『大漢和辞典』において、「画工」は「①ゑかき。畫家。②繪を書く技術。」の意味を有するとし、語義的には「画師」と同義であるとする。また、『日本国語大辞典 第二版』において、「画工」は「①ゑかき。絵をかき。画家。②繪をかく技術。」の読みを与えた項目を立てているように、「画工」は「①繪をかくことを業とする人。絵かき。画家。②令制で、中務省画工司（えだくみ）のつかさ）に属する画工。寺院の建立、用度の調整などの彩色その他に従事した」などの意味を与えている（註⁹）。

日本の古代社会における画工は、渡来人による技術との関連を密接に

有していた（註¹⁰）。そのことは、雄略朝の画部因斯羅我の渡来『日本書紀』雄略天皇七年是月条）や、同じく雄略朝の「率^ニ四部衆^ニ帰化。男龍^ニ名辰貴。善^ニ絵工^ニ」（『新撰姓氏録』左京諸蕃上・大國忌寸条）に見られる倭画師の系譜、画工の渡来伝承からも推察される。

令制下においては、中務省の被官として画工司が編成される。その職掌は、職員令画工司条において「画工司 正一人。掌。絵事。彩色。判^ニ司事^ニ。余正判^ニ事准^ニ此。佑一人。令史一人。画師四人。画部六十人。使部十六人。直丁一人」と規定される。古代における画師の活動事例を分類した家永三郎氏の整理に基づくと、仏画製作、仏像彩色、建物彩色、櫃管彩色、経軸彩色、雜器物彩色、地図製作、彫刻工芸下絵製作、障子絵製作などが確認されている（註¹¹）。このように、日本の古代社会において、画工は絵を描く技能者として側面が強調されていることがわかる。

しかし、画工は作画事業のみならず、仏像製作のような造寺活動に従事する工人としても位置づけられている。画工が仏像製作にも関与したのは、『日本書紀』欽明天皇十四年五月戊申朔条において、「溝辺直入^ニ海、果見^ニ樟木、浮^ニ海玲瓈^ニ。遂取而献^ニ天皇^ニ。命^ニ画工^ニ、造^ニ仏像^ニ軀^ニ。今吉野寺放^ニ光樟像也^ニ」とあることや、『日本書紀』白雉四年六月条に、国博士旻法師が死去した際、「遂為^ニ法師^ニ、命^ニ画工泊堅部子麻呂・鯉魚戸直等^ニ。多造^ニ佛菩薩像^ニ。安^ニ置於川原寺^ニ。〈或本云。在^ニ山田寺^ニ。〉」とある記事からも推測される。加えて、『日本書紀』崇峻天皇元年是歳条において、寺工・鑄盤博士・瓦博士などと併せて、画工白加の名が飛鳥寺造営の工人として見えることは、『聖德太子伝暦』において、画師の設定を「為^ニ繪^ニ諸寺仏像^ニ莊嚴^ニ」としていることに通じるものである。そのことは、作画従事者の活動の記録が、造寺造仏の分野に集中すること（註¹²）や、『日本靈異記』上巻第三三話において、画師が阿弥陀の画像製作に携わっていること（註¹³）などのように、説話レベルからも古代の画工・画師が、仏教と密接な関係にあつたことがうかがえよう。

陸奥南部における私部と手工業生産

——大私・奈氣私と文字資料としての「今」——

太田 勇陽

一・はじめに

本稿は、日本古代における陸奥国の私部について、既存の文献史料も加味した検討を加えることにより、主に手工業生産の観点から予察的考察を与えるものである。

二・陸奥国における私部の分布

律令制下の陸奥国に私部の分布が確認できることは、既に言及が先学において見られる一方、近年の出土文字資料の成果が周知されていない部分も同時に認められる^(註1)。また、古代陸奥国における私部が網羅的に整理した研究は少ない^(註2)。このような現状を鑑み、本節では私部の性格について基本的な事項を最初に整理した上で、陸奥国の私部がどのような地域に看取できるのかを確認してみたい^(註3)。

私部には、大私、奈氣私、大神私などのような複姓の私部が存在し、その分布は表1のようになる。このうち、福島県における私部関連の文字資料として、三点の「大私」墨書土器が報告されている(図1—1～3)。屋敷遺跡は、福島県会津若松市に所在する(図2)。「大私」墨書土器は、同遺跡の第十四号井戸跡から発見された須恵器杯であり、その編年は平安時代の九世紀に比定されている^(註4)。会津郡における私部の分布を示す文献史料は皆無であったことから、図1により、大私部の分布が示された意義は大きい。

屋敷遺跡の所在地周辺からは、「秦口」(東高久遺跡)、「秦人」(上吉田遺跡)、「倉人」(鶴沼C遺跡)などの文字資料や、人面墨書土器(鶴

沼B遺跡)が出土^(補注1)している(図1—4～7)。このことは、屋敷遺跡が陸奥国会津郡家に比定される郡山遺跡(会津若松市河東町郡山)の付近に位置していることが影響していることが考えられる^(註5)。

ところで、陸奥国における私部の分布は、会津郡以外では、どこに私部の分布を認められるのだろうか。その点について結論を先に示せば、陸奥国磐城郡が該当する。同郡における私部の検討は、会津郡における私部の設置を考える上で重要となるので、本稿では、陸奥南部としての地理的条件を共有する陸奥国磐城郡の私部についても考察してみたい。

三・陸奥国磐城郡「和」郷と「私」部

従来から私部との関連から注目してきた郷名に、陸奥国磐城郡「和」郷がある。この郷の性格については、確認できるだけで二〇〇年近い研究史が蓄積されてきたが、依然として定説がなかつた^(註6)。

【史料1】天平一〇(七三八)年『駿河国正税帳』^(註7)

從陸奥國進上御馬部領使國畫工大初位下奈氣私造石嶋上口從二口六
郡別一日食爲單壹拾捌日 上六口從十二口

筆者はこの奈氣私造石嶋の複姓と、『和名抄』陸奥国磐城郡条に見える「和」郷との関係性に注目し、現在準備中の別稿^(註8)において、次のような結論を得た。

- ① 陸奥国磐城郡「和」郷は、「なぎ」と読まれた一字郷名であり、その遺称地・比定地は、現在の福島県いわき市四倉町名木付近に求められる。
- ② 奈氣私造石嶋の「奈氣」は、「和」郷を二字表記した事例である。これは、『和名抄』筑前国宗像郡条の「秋」郷の読みについて「あき(安支、安岐)」と付されている例も参考にすれば、磐城郡のみの特例的現象ではないことが首肯できる。